

# 平成25年第2回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月4日（月曜日）

## 議事日程（第1号）

平成25年3月4日（月）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 教育行政方針演説
- 第7 議案第5号から議案第62号、議案第69号から議案第72号
- 第8 請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君

會計管理者	本	間	佳	子	君	總務課長	山	田	富	巳	夫	君
綜合政策課	高	松		登	君	行政改革課長	清	水	忠		雄	君
島嶼推進課長	藤	井		光	君	世界遺産課長	高	橋	則		夫	君
財務課長	伊	貝	秀	一	君	地域振興課長	計	良	孝		晴	君
交通政策課	渡	邊	裕	次	君	市民生活課長	川	上	達		也	君
稅務課長	田	川	和	信	君	環境対策課長	児	玉	龍		司	君
社會福祉課	本	間		優	君	高齢福祉課長	佐	藤	一		郎	君
農林水産課	渡	辺	竜	五	君	観光商工課長	伊	藤	俊		之	君
建設課長	石	塚	道	夫	君	下水道課長	和	倉	永		久	君
學校教育課	吉	田		泉	君	社會教育課長	小	林	泰		英	君
兩津病院	塚	本	寿	一	君	選舉管理委員會	木	下			勉	君
監査事務局	源	田	俊	夫	君	農業委員會	島	川			昭	君
消防課長	深	野	俊	之	君	農務局	本	間			聡	君
財務契約課	鈴	木	一	郎	君	總務課長						

事務局職員出席者

事務局長	名	畑	匡	章	君	事務局次長	村	川	一	博	君
議事調査係	中	川	雅	史	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第87条の規定により、13番、中村良夫君及び15番、佐藤孝君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、金田淳一君。
- 〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕
- 議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。今期定例会の会期及び会期日程についてご報告いたします。
- 去る3月1日に議会運営委員会を開催し、3月定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。
- 会期につきましては、本日3月4日から3月22日までの19日間といたします。
- 会期日程につきましては、お手元に配付の3月定例会会期日程表をごらんください。
- 本日3月4日、本会議。この後、行政報告、施政方針演説、教育行政方針演説、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行います。なお、休憩中、午後1時から第3委員会室で議会報編集特別委員会を開催いたします。
- 明日5日火曜日は、午前10時から第2委員会室で議会改革特別委員会を、第3委員会室で観光対策等特別委員会を開催します。また、午後1時30分から第2委員会室で新市建設計画等特別委員会を開催します。
- 6日水曜日及び7日木曜日は、先議案件に係る常任委員会審査とし、7日は午後3時をめぐり委員会審査報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催します。
- 8日金曜日は、代表質問です。質問者は6人です。代表質問終了後、先議案件の採決を行い、本会議終了後各派代表者会議を開催します。
- 11日月曜日から14日木曜日までを一般質問とします。質問者は13人です。
- 14日の一般質問終了後から21日木曜日までを常任委員会審査とします。なお、14日の常任委員会審査終了後に各派代表者会議を開催します。
- 21日木曜日は、常任委員会審査終了後、午後3時をめぐり委員会審査報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催します。
- 22日金曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から3月22日までの19日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は19日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長の行政報告を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成25年第2回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成24年第6回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご説明を申し上げます。

報告第1号から第4号までの4件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告事件についての説明を終わります。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告第1号から報告第4号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

### 日程第5 施政方針演説

○議長（祝 優雄君） 日程第5、市長より施政方針演説を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成25年度の当初予算案及びそれに関連する条例案、その他諸案件のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営に関する所信の一端を申し上げます。

平成25年度は、佐渡市が誕生してから10年を迎える節目の年に当たります。この間の議員の皆様並びに市民の皆様を始めとする関係各位の新しいまちづくりに向けた努力に対し、心から感謝と敬意を表するとともに、私自身もこの節目に市長として市政運営を負託された喜びと責任の大きさを改めて感じているところであります。平成26年3月1日の市制施行10周年に向けて、より一層の市民の一体感の醸成に努めていきたいと考えております。

さて、昨年の市長就任以来、雇用環境の悪化、観光の衰退、過疎・少子高齢化、防災対策、行財政改革の5つの課題を重点に解決への仕組みづくりに取り組んできました。これには行政だけではなく民間有識者との協働による「官民協働委員会」を立ち上げ、市民の立場に立った施策を検討してきたところです。また、経済や地域の活性化には優れた人材を確保することが極めて重要でありますので、人材の確保と育成にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。市長就任2年目を迎える平成25年度は、元気な佐渡を取り戻す新しい取り組みを本格化し、一本立ちさせていく正念場の年であると自覚をいたしております。

この4月から改正離島振興法が施行され、離島における人の往来や物資等の輸送経費の改善、産業基盤・生活基盤などの是正、交流の推進、人口減少の防止等が国の責務として明確化され、これらを実現するため本年度から離島活性化交付金の創設や離島特区制度の検討などがなされます。これは、国が離島・佐渡のやる気を試しているものと思っておりますので、本土と離島の格差を解消し、活性化するための施策をしっかりと組み立てていきたいと考えております。

また、去年は合併特例債延長法も成立し、内外で佐渡の活性化の仕組みがそろった年といえます。これらを効果的に活用し、限られた財源の中で、市民が本当に必要としている施策を選択しながら「日本一お客様に愛され、選んでもらえる島」を目指す所存であります。市民の皆様一人ひとりが考え行動すれば、必ず実現できるものと信じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成25年度の主要施策につきまして、ご説明いたします。

#### 1. 地域資源を活かした産業の育成と雇用の拡大

去年は36年ぶりに自然界でトキのひなが誕生し、8羽のひな全てが巣立ち、佐渡の大空を羽ばたいております。市民のみならず国内外の方々のトキへの思いが叶った瞬間でもあり、本市が農家やNPO、企業、大学等とともに取組を進めているトキと共生する島づくりの成果であると感じています。しかしながら、過疎・少子高齢化によりその母体である農林水産業の後継者不足に歯止めがかからない状況になっております。

商工業においては、日本経済の長引く不況により、市内各企業とも引き続き厳しい経営状況となっており、連動して有効求人倍率や新卒者求人低迷など、依然として厳しい雇用情勢が続いています。

##### (1) 農林水産業の振興

本市の農業は、従事者数が産業別で最も多く、食料生産だけでなく就業の場を確保する基幹産業として重要な位置付けにあります。トキの餌場づくりから始まった「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」は、佐渡産米全体の価値を高める取組となっており、消費者ニーズに対応するためには今後とも栽培面積を拡大することが重要であります。しかしながら、労力の増大による生産コストの問題、さらにはスケールメリットが追及できない離島においては所得の向上策が必要です。また、品質が不安定であり、特に平成24年産コ

シヒカリにおいては一等米比率が県平均よりも低いという現状にあり、品質向上策も必要であります。

加えて、中山間地域を中心に過疎・少子高齢化が進み、担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻な状況になっており、外部からの人材確保や集落営農が求められているところであります。

農林水産業は、その生産面だけでなく販売面を両輪として振興する販売戦略が不可欠であります。規模拡大の地域においてはスケールメリットによる有利販売が必要であり、それ以外の地域においては高価格販売を目指し、一物一価でなく「一物数価」に対応した多チャンネルの販売網の整備が必要であります。また、地産地消による販路拡大も重要であり、これには高齢者や女性の働き方の仕組みが必要となります。

さらに、ブランド力の向上を図るためには、佐渡の強みである環境イメージを最大限活用すべきであると考えています。

これらの課題と対応方針を踏まえた具体的施策として、所得向上策については、佐渡版戸別所得補償制度を拡充し、農家所得の向上を目指してまいります。米の品質向上策としては、農家が他の地元の農家への基本技術の励行を徹底する仕組みをつくります。

人材確保や集落営農については、集落の実態に即した担い手の育成や地域農業の在り方を明確にする地域農業システムを人・農地プランと組み合わせて推進をします。また、国の青年就農給付金を活用しながら農地確保の負担軽減を図るとともに、公社による研修の受入れや農業の実践的な技術指導をする里親制度を創設し、新規就農者の確保と育成を進めます。

さらに、地域おこし協力隊の充実を図り、佐渡に関心のある都市住民の定住を促進し、農業を活かした都市との交流や地域の情報発信など地域活性化に取り組める体制づくりを目指してまいります。

耕作放棄地対策としては、棚田協議会の積極的な活動を進め、地域の特性を活かした棚田ブランドの米作り等により棚田農業の所得向上を図るとともに、島外の方から棚田保全に協力をしていただく棚田サポーター制度を創設し、棚田オーナー制度、農業体験等と合わせて都市住民や企業との連携を深めます。

販売戦略については、佐渡産品の販路の開拓と拡大に向け、島外のホテルや百貨店等との連携を進め、都市部の消費者に知ってもらい、選んでもらい、品質にあった高価格販売を目指します。

地産地消については、高齢者や女性等が栽培した野菜を学校給食での利用や直売所等での販売を推進し、さらに和牛、豚、ノドグロ、マグロなどの食材をホテル等で活用できる仕組みをつくり、生産者の所得確保と合わせ佐渡産食材と観光の連携を推進してまいります。また、酒米の生産を促進し、酒造業における地産地消を進めるとともに、産業間連携の増大を図ります。

水産業では、水産業者とホテルなどの連携を促進し、加工・販売が可能な生産体制の構築や地場産水産物の販路拡大を目指します。さらに、氷の安定供給のため、佐渡水産物地方卸売市場の製氷貯氷施設の整備への支援を行います。

環境ブランド戦略としては、環境と経済の好循環に地域資源の活用を推進するため、大学や民間事業者と協力しながらもみ殻や竹を活用した燃料化と培土化や、海藻等を活用した循環型農法の実証を行います。

また、太陽光等の新エネルギーの利活用や低公害車の普及促進、BDFの需要拡大を図るとともに、河川等を活用した小水力発電の導入の可能性について調査を実施し、環境イメージを付加します。

さらに、事業所や家庭から排出される生ごみの堆肥化・減量化を促進し、「エコアイランド佐渡」を強くアピールしていきます。

## (2) 商工業の振興

本市の産業は企業間や産業間の連携意識が弱く、産業間生産波及力が小さいため、加工、流通、販売部門を島外に依存していますが、まずこれを取り戻し、雇用の場を確保していきたいと考えています。本市には、豊富な地域資源があるにも関わらず、これらを活かしきれていないという現状にあり、地域資源を活用した農商工連携の促進策が必要であります。

また、佐渡産品の出荷には海上輸送費が上乗せになり、本土との競争において不利であることから、流通コスト対策が必要です。

雇用情勢が不安定な原因として、求人需要の高い業種と求職需要の高い業種の不一致による業種間ミスマッチと、能力や経験などの条件が不一致による条件ミスマッチがあり、雇用のミスマッチ対策を講ずる必要があります。

具体的な施策として、農商工連携の促進策については、企業が農林水産業等の異業種に進出する第二創業化や起業を推進するため、セミナーの開催や企業への専門家派遣により事業者の意識の高揚を図るとともに、設備費等の助成制度を創設し経済的支援を実施します。

また、企業間の連携により地域資源を活用したオリジナル商品の開発を推進するため、助成制度を創設するとともに、新製品の販路開拓のため見本市や物産店など各種イベントへの出店を支援します。さらに、首都圏の大学と連携し、観光土産品の調査・研究を行い、商品開発やパッケージの工夫について製造関係者へ具体的に提案をしていきます。

流通コスト対策については、農林水産物の流通効率化を図るための機械・設備の導入に対し支援を行います。

業種間ミスマッチの対策としては、高校生等に市内での就業意識の醸成を図るとともに、市内で開催される就職面接会への参加や島内企業に就職するU・Iターンの学生などに対し支援を行い、若者就職者の拡大を図ります。

条件ミスマッチの対策としては、経営者や従業員を対象とした人材育成セミナーの開催や、研修会参加への支援等により人材の資質向上、能力開発、技術向上を図るとともに、失業者や事業所の従業員が就業に必要な資格取得について支援を行います。また、将来の労働力確保と若者定住、企業の意識改革を図るため、企業の積極的なインターンシップの受入を促進します。

これと合わせ、より効果的な雇用施策を展開するため、市内の雇用実態を常に詳細に調査・分析を行い、雇用対策の充実を図ってまいります。

さらに、農商工連携など産業振興の強化を図るため、市の組織を再編し産業振興課を新設します。

## 2. 島民が一体感を持った観光振興

佐渡観光の入込数は、平成3年の121万人をピークに年々減少し、近年では60万人を割っている状況が続いています。

一方で、自然界でのトキのひな誕生を始め、G I A H S（世界農業遺産）認定、世界遺産及び世界ジオパーク登録に向けた取組、天然杉の群生や伝統芸能などを通じて、佐渡の知名度、認知度は高まっています。

また、この春、J Rの平成26年度新潟デスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンが計画され

ており、さらには平成27年春に北陸新幹線が開業することになっており、佐渡を全国に売り込む絶好の機会となります。

しかし、観光客にとって離島である佐渡は、移動に要する時間やコストがネックとなっており、観光誘客を図る上で、本土と佐渡を結ぶ交通インフラの整備が非常に重要であります。また、佐渡を訪れる観光客においては広い島内観光の二次交通の確保に苦慮している状況にあります。

#### (1) 観光等交流人口の拡大

長引く景気の低迷などにより、佐渡観光における失われた20年を取り戻すため、現状と課題をしっかりと分析し、受入態勢の構築と満足度向上策が必要であります。「個客」ニーズをしっかりと捉え、オリジナリティと意外性を組み合わせ、単体ではなく複数の観光資源を関連付ける魅力の創出が必要です。

また、北陸新幹線開業により、1つの県に2本の新幹線が走ることとなるため、この2本の新幹線をどう結び付けるかが大きなポイントであり、佐渡はその要と考えていますので、効果的な誘客対策を展開する必要があります。

具体的政策として、受入態勢の構築については、自力で検証できるデータ整備が不可欠であることから、観光データの調査・分析を行い、観光が及ぼす経済波及効果などを提示するなど、更なる市民一丸となった取組を進めます。

また、個人の価値観が多様化する中、旅行形態にも変化が見られ、個人・小グループでの旅行先の自然や文化に触れ、体験する旅行者が増加しています。これら多様化するニーズに対応できる体験型観光のグリーン・ツーリズムなどを組み入れた誘致活動の一元的な受入窓口の整備を進めます。

満足度向上策については、ホテル等を対象にもてなし講座や一流ホテルでの短期研修を実施するとともに、専門家による品質評価と改善に向けた助言を行います。

また、観光ガイドの需要が高まっている中、観光客のニーズに柔軟に応えるため、研修会の開催等によるガイドのスキルアップ養成や各種ガイド団体の連携を推進します。

魅力の創出につきましては、着地型旅行商品の開発に取り組み、教育旅行誘致で培った体験学習メニューを大人にも対応できるよう、個々の地域で受け入れる組織づくりを進めます。また、マーケティングから地域づくりの取組をマネジメントできる中核人材を育成します。

さらに、能登地域と幅広い世代での交流を推進するなどG I A H S連携を深めるとともに、里山づくりのモニターツアー等の実施など、G I A H Sを活かした交流人口の拡大を図ります。

この春に本格オープンをする「トキふれあいプラザ」は、観光振興の起爆剤として、利用者ニーズの把握や展示方法などの創意工夫に努め、トキ資料展示館と一体的な魅力向上を図るとともに、トキと佐渡の多様な魅力を効果的に発信し、観光と環境が循環する交流人口の拡大に取り組みます。

また、佐渡金銀山遺跡については、世界遺産登録に係る推薦書の作成に着手をするとともに、構成資産の価値や魅力を周知するため、国内外に向けた情報発信と啓発活動を効果的に行うなど、早期登録に向けた取組を進めていきます。

一方、ジオパークについては、4月に日本ジオパークネットワークへの加盟申請を行い、日本ジオパークの認定を目指します。

スポーツ・ツーリズムにおいては、新たに長距離の水泳競技「オープンウォータースイミング」を実施

します。これによりトライアスロンを構成する3種目の競技が個別の大会として開催できることになり、ロングライド、トキマラソンとのシリーズ化によって大会のグレードアップを図り、日本一のスポーツアイランドとして定着させ、島外からの集客に努めてまいります。

誘客対策については、北陸新幹線の開業を見据え、対岸市やその周辺地域と連携した旅行会社訪問などで誘客促進を図るとともに、関西方面に加え首都圏や北陸地域を対象としたメディアへの営業活動を実施します。また、効果的な観光プロモーションとして、新潟駅等での佐渡のPR看板等の設置やターゲットを絞った観光情報の発信を行います。

これら観光振興策をより効果的に実行していくため、観光部門を独立させた観光振興課を設置し、組織体制の強化を図ります。

## (2) 交通インフラの整備

島民の安全・安心の確保はもちろんのこと、世界遺産や世界ジオパークの登録を目指す本市にとって、国内外からの観光客を獲得する上で、佐渡空港の滑走路2千メートル化の早期実現が必要であります。

また、快適な旅行を提供するためには、航路や島内公共交通の利便性を高めることが重要であります。

具体的な施策として、滑走路2千メートル化については、県と連携して地権者全員の同意取得を目指しております。また、佐渡一新潟航空路線については、安定した運航体制を確保し、利用促進を図ります。

航路の利便性向上策については、カーフェリーの建造費を支援することにより、新造船が就航する平成26年春からの運賃値下げに反映をさせます。

また、北陸新幹線開業に向け、佐渡を要とした能登地域や対岸市との周遊型広域観光の推進を図るため、小木・直江津航路の変則ダイヤの解消や運航体制の改善、新幹線新駅から直江津港までの交通アクセスなどについて、関係機関と協議を進めます。

島内公共交通の利便性向上策については、北陸新幹線開業を見据えた観光客の二次交通としての移動手段を検証するとともに、路線バスの主な利用者である高齢者や学生の利便性向上と利用促進を図ります。

## 3. 過疎・少子高齢化に対応した地域づくり

本市の人口は毎年約1千人ずつ減少し、過疎・高齢化がますます進行しており、高齢化率は36.9パーセントと県内市町村では5番目に高くなっています。また、高齢化率50パーセント以上の行政区は130を超え、コミュニティの弱体化や地域活動に支障が出ている地域が目立つようになってきました。特に、若者の流出により地域づくりへの地域住民の意欲の低下が懸念されます。

また、合計特殊出生率は1.82と依然として2を下回っており、少子化に歯止めがかかっていない状況であり、教育環境等への影響も懸念されています。

### (1) 高齢化集落対策

過疎・少子高齢化を止める即効薬がないのが現状です。であるならば、若者の減少を嘆くより、残った住民がその土地の価値や行事を再認識することで自立できる処方箋が必要であります。そのためには、地域の拠点となる支所等の充実や人材の確保・育成が重要です。

また、集落の環境保全活動等において労力が不足しており、労力の確保対策が必要であります。

具体的な施策として、支所等の充実については地域の個性や自主性を活かしながら、地域活力の維持、向上を支援するために地域支援係を設置し、支所等の裁量により地域活動の支援や緊急を要する要望等へ

機動的に対応する仕組みを構築します。これからの支所等は地域の拠点となり、「地域のあした」という名の将来像を住民と一緒に考え、地域づくりに取り組んでいきます。

人材の確保・育成については、支所等を中核として地域活動支援員や地域おこし協力隊の配置を拡充し、地域住民と行政あるいは大学やNPO等とのパイプ役としての役割を担い、地域コミュニティや集落行事等の維持・活性化や地域の課題解決を図ります。

また、外部有識者による研修会等を開催し、意欲ある地域リーダーの養成に努めるとともに、地域活動を支援する中間支援組織の立上げを促進します。

さらに、地域おこし協力隊など都市部からの若者による地域活動の支援や移住の波及効果には大きな期待をしているところであり、U・Iターン者への家賃助成や移住者の協力による情報発信などへの支援により若者定住を促進します。

労力の確保対策については、市が認定する「地域貢献地元企業」の協力を得て作業員労力等を支援します。また、地元に着した企業との協働により、地域活力の持続と災害等緊急時における迅速な復旧体制の強化と建設業の新たな地域貢献を促進します。

## (2) 高齢者の生きがいづくり

今後も加速が予測される超高齢化社会に対応するには、高齢者の生きがいづくりと健康づくりが必要です。

また、若者の流出により一人暮らしの高齢者世帯が増加しており、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

あわせて、慢性的な医師等の不足等が続いており、医療・福祉・介護体制の連携が必要です。

具体的な施策として、高齢者の生きがいづくり対策については、農業技術を有する高齢者の協力を得て、農林水産物の産地化を進めるために、直売所などへの出荷が困難な農家を支援する庭先集荷の仕組みをつくり、元気な高齢者の農業参入を推進します。また、市内ではあまり食されない山菜などを、中高齢者が中心になり地域住民と協力して首都圏等の消費地に出荷することにより一定の収入を得る仕組みをつくり、地域活力の増進を目指します。

健康づくり対策については、農業生産活動を中心とした働く仕組みの構築や、食生活の改善と生活環境の違いによる元気度チェックの実施により、健康寿命を延ばし、ひいては医療費と介護給付費の削減、要介護・要支援認定者数の減少につなげます。

また、介護保険施設でのボランティア活動に対してポイントを付与し換金できる介護保険ボランティアポイント制度を創設し、高齢者の健康づくりと社会参加活動を促進します。

高齢者等が安心して暮らせる環境づくりについては、特別養護老人ホームの整備を推進するとともに、低所得者層の入居がしやすくなるよう、ユニット型個室の入所者居住費の負担軽減を図ります。

また、福祉版コンパクトシティのモデル地区において、ワークショップの開催や見守り活動等の実施・検証により、地域の特性に応じた自助・共助・公助の関係を確立し、他地域への応用可能な仕組みの構築を目指します。

さらに、障がい特性に合った多様な福祉サービスの拡充や就労継続支援事業所等の施設整備を支援することにより、地域で安心して暮らせる環境づくりを促進します。

医療体制については、市立病院の公立病院改革プランに基づいた検証を行った結果、引き続き市営での経営形態とし、地域の医療拠点としての役割を担います。

また、医療機関や薬局、介護関連施設が患者情報を共有し、安全・安心な医療を提供するシステム、「さどひまわりネット」の運用が開始されることになり、市立病院も積極的に参画するとともに、運営に対する支援を行います。さらに、医療関係者にとっても魅力あるシステムとして、中長期的な医師確保につなげていくよう努めます。

あわせて、看護師不足の対策として、引き続き住宅の家賃補助による生活費の負担軽減を図ることによって、島外からの看護師の確保に努めます。

福祉・介護体制については、介護施設の整備等により不足するヘルパー等の社会福祉従事者の資格取得に対して支援を行うことにより、福祉・介護現場の人材不足の解消と介護サービスの充実を図ります。

さらに、増加する認知症本人とその家族を支援する認知症地域支援推進員を配置し、症状に応じた適切なサービスが提供されるよう介護、医療、地域サポートなどの各サービスの連携支援や地域の支援体制の構築を図ります。また、認知症などにより判断能力が不十分で身寄りのない人に代わり、市民が財産管理等を行う市民後見人を養成・確保します。

### (3) 子育て環境の整備

安心して子どもを産み育てる環境づくりには、子育て世代の経済的・精神的な負担軽減策や教育環境等の整備が必要です。

具体的な施策として、経済的な負担軽減策については、中学生までの子ども医療費を引き続き助成し、保護者の医療費負担の軽減を図るとともに、早期受診による疾病の重症化や感染拡大の防止を図ります。

精神的な負担軽減策については、子育て支援センターを中心とした親子の交流の促進や子育て関連情報の提供を行うとともに、乳児健診時に職員が出向く「出前子育て相談」を実施します。

保育園の環境整備については、4月から双葉保育園、真野第1保育園、羽茂保育園が法人運営による新しい保育園として開園しますが、今後は、民営化後の状況を検証しながら、適正配置に向けた統廃合と更なる保育園民営化に取り組んでいきます。

学校の環境整備については、相川小学校の改築と南部地区の統合中学校である南佐渡中学校の建設を引き続き進めていきます。あわせて、学校給食衛生管理基準に沿った安全・安心でおいしい給食が提供できるよう、相川地区、羽茂地区に学校給食センターを新たに整備するとともに、老朽化した両津学校給食センターの全面改築にも着手いたします。また、相川小学校の改築と合わせ、学童保育施設を整備し、児童の健全な育成と保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

さらに、小学校・中学校統合計画の後期統合計画に基づき、将来の児童生徒数の推移を見極めながら教育環境の更なる改善・充実に向け、保護者及び地域住民の十分な理解を得て統合を推進していきます。

## 4. 災害に強い島づくり

東日本大震災の教訓から、住民と行政が相互に連携し、「災害から命を守るための防災」を実効性あるものにしていくことが今、求められています。

人命を守ることを最重視し、「減災」の考え方に基づき、地域の特性に配慮しながらハードとソフトの両面から、「早く知らせること、早く逃げること、早く対応すること」の対策が必要です。

具体的な対策として、「早く知らせる」の対策については、緊急情報伝達システムを核とした情報連絡網の整備を本年度末までに完了させ、迅速かつ確実に市民に緊急時の情報を伝えていきます。

「早く逃げること」の対策については、地域ハザードマップの作成や避難路の整備、避難所等の見直しを進め、避難態勢を再構築します。また、全ての地域において自主防災組織の結成を促進し、その育成と活動を積極的に支援するとともに、地域や組織の防災リーダーを計画的に養成し、地域防災力の向上を図ります。

「早く対応すること」の対策については、市の防災体制を見直し、関係機関や自主防災組織を含めた各種団体との連携を深めて、非常時の対応力強化を図ってまいります。あわせて、地域防災拠点の整備を計画的に進めていきます。

減災対策については、高齢者や病人等の災害時要援護者が利用する公共施設から優先的に耐震化を進めるとともに、橋りょうやトンネルを始めとした道路等については総点検を実施し、緊急的な補修など必要な対策を講じます。また、木造住宅の耐震診断に対する支援を拡充し、住宅の耐震化を推進します。

#### 5. 財政規模に見合った健全な行政運営

合併特例期間が本年度で終了し、歳入の半分を占める地方交付税が平成26年から段階的に縮減されていくことから、今後は予算規模を縮小せざるを得なくなります。また一方では、新たな行政ニーズへの柔軟な対応と地域の事情に即した行政サービスへの転換が求められています。

こうした行政を取り巻く環境の変化や新たな行政課題に対応し、将来を見据えた健全な行政運営を民間との協働により市民目線で行う必要があります。

また、市民サービスの向上や業務効率化などの行財政改革を進める上では職員の意識改革が重要です。

具体的な施策として、公共施設や事務事業の整理統合を不断に行うとともに、行政サービスのアウトソーシングの導入を推進します。また、官民協働委員会による施策の企画、実施、検証を更に進めます。

市を取り巻く様々な情勢の変化に対応するため、将来ビジョン及び財政計画、職員定員適正化計画等を見直し、自主財源の確保と徹底した経常経費の削減などを図ります。

職員の意識改革については、「サービス」「スピード」の2つのS、「空気を読む」「現場主義の行動力」「検証」の3つのK、いわゆる「2S3K」を徹底させ、市民が求める施策の企画や改善が行える人材を育成します。

終わりになりますが、昨年の法改正により合併特例債の発行期限延長が可能となったことから、今議会において新市建設計画の期間延長の議案を承認していただき、引き続き必要な事業に合併特例債を充てていきたいと考えております。その中でも市役所本庁舎建設については、財源の確保と合わせて市民の賛同が大前提であると考えておりましたので、昨年10月に、庁舎建設の是非について市民アンケートを実施しました。その結果、建設賛成が54.7パーセントで過半数となり、反対の31.2パーセントを23.5ポイント上回りました。

私はこの結果を受け、現在の本庁舎を活かして必要最小限の増設をする方向で検討作業に着手することにいたしました。

今であれば非常に有利な合併特例債を財源として確保できることや、防災機能の強化等の庁舎建設の効果を考慮すると、佐渡市百年の大計として積極的に進めるべきであると考えました。

しかしながら、庁舎建設には多額の費用を要します。今やらなければならぬ雇用対策、観光振興、過疎・少子化対策あるいは借地解消など優先すべき課題がありますので、庁舎建設は行政の効率化のため、分散している機能を統合する観点から、現在の本庁舎を活かした建設が望ましいと考えております。

また、市民の中には反対の方もおられましたので、建設の必要性をしっかりとご説明し、ご意見をお伺いしながら佐渡市にふさわしい、より良い庁舎建設となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

今後ますます厳しい時代が予想されますが、こうした時こそ、市民の皆様との情報共有を更に推進し、参画と協働による一体感の醸成を図りながら、確固たる信念を持って市政運営に誠心誠意努力してまいります。議会並びに市民の皆様とともに、「日本一お客様に愛され、選んでもらえる島」を目指してまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成25年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

---

#### 日程第6 教育行政方針演説

○議長（祝 優雄君） 日程第6、教育委員長より教育行政方針演説を求められておりますので、これを許します。

教育長、小林祐玄君。

〔教育長 小林祐玄君登壇〕

○教育長（小林祐玄君） おはようございます。よろしく願いいたします。平成25年第2回佐渡市市議会定例会の開催に当たり、佐渡市教育委員会所管に関する教育行政方針について申し上げます。

近年、社会情勢が急速に変化していく中で、規範意識や道徳心の低下、さらには家庭や地域の教育力の低下などが問題視されています。それに伴い、学校現場では子供たちの学力低下や問題行動の増加などが指摘されています。本市においてもこれらの問題が見られます。

社会がどのように変化をとげようとも、生涯にわたって生き生きと暮らすことができる豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成のためには、教育の果たす役割は重要であります。

以上のような前提に立ち、まず、学校教育においては、「佐渡市学校教育基本構想」に基づき、「意欲をもち確かな学力をつける教育」「郷土を愛し、夢と誇りをもつ教育」「生きがいを見付け、自立を目指す教育」「学校教育の基盤整備と充実」を積極的に推進していきます。

一方、社会教育においては、市民一人ひとりの多様な生き方を支援し、生きがいと活力に満ちた生涯学習の島を実現するために「佐渡市生涯学習推進計画」に基づき、各種事業を推進していきます。

#### 【学校教育の推進】

##### 1. 学力の向上

学力実態調査では、本市の小学生は全国平均を上回り、中学生はそれに達していないという現状があります。平成25年度は、これまでの学力実態調査とそれに基づく研修会の実施、介助員の増員等の他に、新たに指導主事による「学校支援訪問」の実施や「学習支援ボランティア推進事業」を行い、学力向上を図ります。

##### 2. いじめ、不登校の解消

近年、報道でも大きく取り上げられている「いじめ」は人権を脅かすものであり、決して許されるものではありません。

本市においても、いじめや不登校の事案は発生しており、重要な課題であると捉えています。そこで、「いじめ見逃しゼロ」「早期発見・即時対応」「不登校を生まない学校づくり」という視点から、子どもが安心して学校生活を送れるよう努めていきます。そのために、教育委員会の指導体制・相談体制を見直し、中学校に配置している県のスクールカウンセラーや市の心の教室相談員・不登校児童生徒訪問指導員との連携を図る仕組みを強化します。また、佐渡総合教育センター事業として人権教育、同和教育研修会、いじめ・不登校対策研修会を開催し、教員の指導力を高めます。各学校では、子どもとの日々のふれあいを重視し、生徒指導や道徳教育をより充実させ、豊かな心の育成に努めます。

### 3. 佐渡学の充実

「郷土を愛し、夢と誇りをもつ子ども」に育てるため、総合的な学習の時間を中心に、地域の自然・歴史・文化を学べるように支援を行っていきます。平成25年度は、「佐渡おけさ」の指導を一層推進し、各学校の佐渡学についての学習成果を発表する場を充実させます。

### 4. 幼稚園教育の充実

小学校1年生で学校生活になじめない子ども、いわゆる小1プロブレムは本市においても見られます。子供がスムーズに小学校に入学できるよう、幼稚園と小学校との連携を促すとともに、幼稚園教育の充実を図るために指導主事による園への訪問指導を行います。

また、社会福祉課と連携し、保育園児の実態把握及び就学前指導を推進します。

### 5. 奨学金貸与事業の推進

平成24年度に創設した奨学金貸与事業については、多くの方に利用していただけるよう、更なる制度の周知に努め、経済的な理由から修学が困難な生徒や学生の支援を図っていきます。

### 6. 遠距離通学支援の拡大

現在、自宅から学校まで一定基準以上の通学距離がある児童生徒に対し遠距離通学支援を実施していますが、平成25年度から、積雪等により道路状況が悪化する冬期間に限り、遠距離通学支援の距離基準を緩和し、より安全な通学手段を確保します。

### 7. 通学路の安全対策

通学路の安全対策については、今後も円滑に実施していくため、平成24年度の緊急合同点検において構築した関係機関との連携を継続・強化し、さらに防犯面も加えた安全対策を講じていきます。

### 8. 食育の推進

学校給食については、食べることの楽しさや栄養バランスの大切さを教えるとともに、給食だよりを通して、家庭へも広く食育の推進を図ります。また、献立に佐渡産の食材をより多く取り入れ、地産地消を推進し、安心安全でおいしい給食を提供していきます。

### 9. 佐渡市小学校・中学校統合計画の取組

学校統合については、複式学級の解消を目指し前期統合計画に取り組んだ結果、佐渡市発足時の学校数は、小学校36校1分校、中学校17校が、本年4月には、小学校24校、中学校14校となります。

ここに改めて、これまでの学校統合に多大なるご理解、ご協力をいただいた全ての皆様に感謝申し上げます。

ます。

平成25年度からは教育環境の更なる向上に向け、後期統合計画を、保護者や地域関係者の皆様のご理解を十分に得ながら取り組んでいきます。

#### 【社会教育の推進】

##### 1. 豊かな情報で生涯学び続ける 市民の島

「いつでも・どこでも・だれでも」学べる環境づくりは重要であり、高齢者学級や家庭教育学級等を通じて、生涯学習の機会を積極的に設けます。

また、地域における指導者の育成や、地域社会に貢献している、佐渡市PTA連合会や佐渡市連合婦人会の活動及び女性団体連絡協議会への支援を引き続き行います。

佐渡固有の自然・文化・歴史を学び、深く佐渡を知る機会を提供するため、市民大学講座を大学と連携して、開催します。

生涯学習フェスティバルは、「集い・学び・結ぶ」生涯学習の発表の場として実施しています。年々参加団体・来客数ともに増えてきており、今後も積極的に推進していきます。

図書館においては、図書館ネットワークシステムの活用を推進し、暮らしに役立つ情報の拠点としての役割を担っていきます。また、移動図書館車の運行により、遠隔地へのサービスを充実します。一方、郷土資料や参考資料の充実を図り、レファレンス機能を高めることにより、高度な学習要求に応えられるような図書館サービスに努めます。

地域の文化・芸術の創造、発表の場として、文化会館の果たす役割は重要であり、多くの市民の皆様から利用されています。文化会館が主催するコンサートや演劇等の自主事業については、企画段階から事業実施までを担う市民グループを新たに募集し、協働することにより、市民のニーズにあった事業を展開します。

##### 2. 互いに助け合い活力にあふれる 地域の島

地域の高齢化が加速する中で、これまで培ってきた地域の協力体制がますます重要になってきています。そのため、公民館分館を中心とした独自の地域事業に対し、継続して支援していきます。また、地区公民館を中心とした学習活動・サークル活動発表会への支援や地区の運動会、芸能祭、文化祭等の事業を実施することにより、地域住民が互いに助け合い、支え合う意識の醸成と地域課題に取り組む体制づくりを進めます。

集会施設の改修等は地域要望が強く、平成24年度から平成26年度まで、3カ年事業として実施を予定しています。本年度も分館や集落が円滑な活動を行えるよう、公民館分館施設等整備事業を継続していきます。

##### 3. 自然を守りトキと共生する 環境の島

佐渡の豊かな自然は、トキ、棚田、天然杉などに象徴されています。これらを育む佐渡の台地をジオパークとして整備し、島内外の方々から佐渡の自然に親しんでいただきながら、学習や観光に活かす取組を進めています。

平成25年度は、日本ジオパークネットワークへの加盟申請手続きを行い、「佐渡ジオパーク」として関係機関や他の推進地域と連携をとりながら、ジオツーリズムの企画や商品開発に力を入れ、交流人口の拡

大を目指します。

#### 4. 歴史を学び後世に受け継ぐ 伝統文化の島

佐渡は歴史と文化、そして自然に恵まれた島です。佐渡に住む市民が郷土に誇りを持ち、将来を担う若者が佐渡を支えていくためには、市民が郷土を学び、佐渡を知ることが必要です。

佐渡学センターでは、出前授業や講演会及び博物館での企画展を開催し、児童生徒や市民に郷土の歴史・文化・自然を紹介することにより、地域文化の普及を図ります。そして、博物館や資料館を整理統合し、本市が推進する世界文化遺産やジオパーク、GIAHSの普及活動と連携しながら、市民や観光客にとって、親しみやすい博物館づくりに取り組みます。

また、全国高等学校版画選手権大会（通称：はなが甲子園）は、佐渡の自然や文化を題材に、高校生の若い発想と斬新な想像力で佐渡の魅力を表現する大会です。全国の高校生との交流はもとより、佐渡をPRする絶好の機会と捉え、これを支援していきます。さらに、佐渡市展及び県展佐渡展の開催により、美術鑑賞の機会を提供するとともに、美術の普及と水準の向上を図ります。

#### 5. スポーツに親しみ心身共に活力を生む 健康の島

市民の誰もが、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目的に、ハード・ソフト両面での環境整備を図ります。

市民のスポーツ活動においては、スポーツ推進委員、佐渡市体育協会及び一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団等の連携は重要であり、競技力の向上、市民スポーツの普及を目指し、協働しながら事業を進めるよう支援していきます。

施設においては、身近で気軽にスポーツに親しめる環境の整備として、（仮称）佐渡市総合体育館の建設に着手しています。この事業と並行して、体育館の統廃合に取り組んでいきます。

佐渡国際トライアスロン大会、佐渡トキマラソン大会、佐渡ロングライド210は佐渡を代表するスポーツイベントに成長しました。全国規模の市民参加型スポーツイベントとして定着し、多くの市民選手も育っています。各地域や関係団体が運営に携わり、市民が主体的に取り組む姿は、リピーターの増加につながって地域の活性化にも貢献しています。

平成25年度は、遠泳競技の佐渡オープンウォータースイミングを7月に実施します。これによって、トライアスロンの3種目を全て単独大会として実施することとなります。

以上、平成25年度の教育行政方針について申し上げましたが、これらの方針、施策を実現していくために、教育委員会は全力で取り組んでまいります。

市民や議会の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（祝 優雄君） ここで10分間休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7 議案第5号から議案第62号、議案第69号から議案第72号

○議長（祝 優雄君） 日程第7、議案第5号から議案第62号、議案第69号から議案第72号を一括議題といたします。

市長からの提案理由を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第5号から議案第14号までは、関連した議案でありますので一括してご説明を申し上げます。

議案第5号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の改正について、議案第6号 佐渡市指定地域密着型サービス事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第8号 佐渡市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第9号 佐渡市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第10号 佐渡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第11号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 佐渡市水道事業及び簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、議案第14号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、以上の10議案は平成23年度の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、これまで国の法令において定められていた基準が各自治体の条例に委任されたことに伴い、条例を整備するものであります。また、議案第14号の佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道使用料、漁業集落排水施設使用料及び農業集落排水施設使用料の料金統一を図る改正をあわせて行うものであります。

議案第15号 佐渡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において運用する同法第26条の規定に基づき、佐渡市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

議案第16号 佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地域における民間との給与格差の状況を考慮した職員給与とするため、新潟県の給与制度に準じ、関係する条例の一部改正を行うものであります。主な改正内容は、3級以上の中高年齢層の給料を一律引き下げるとともに、自動車などを使用する職員に対する通勤手当などについて所要の改正を行うものであります。

議案第17号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の第3次男女共同参画基本計画に新たに盛り込まれた項目について総合的に企画調整し、次期計画へ反映していくため、分掌事務の一部を改正する等、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、緊急情報伝達システムの整備に伴い、羽茂地区の地域限定告示放送を廃止するために関連条文を削除し、及び法律の改廃に伴う引用条文の改正を行うものであります。

議案第19号 佐渡市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市相川地内に整備した携帯電話用通信鉄塔施設のうち第2世代携帯電話サービスが終了したことに伴い、施設の一部を撤去する必要があるため条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 佐渡市情報通信施設条例を廃止する条例の制定について。本案は、市内3カ所で運営を行っているオフトーク施設において、施設の老朽化や加入者の減少及び緊急情報伝達システムの整備に伴う情報通信施設の一元化を図るため、本施設の運営を終了し、条例を廃止するものであります。

議案第21号 佐渡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険特別会計における決算剰余金の10%を積み立てることとされている現行の規定は必ずしも次年度における決算剰余金の使途の内容に即さない場合もあるため、積み立てる額はその額を予算に定めて行うこととする改正を行うものであります。

議案第22号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の改正に伴い、配偶者からの暴力被害者に対する医療費の助成について要件が改正されたため、本市においてもこれに準じた改正を行う必要があることから条例の一部を改正するものであります。

議案第23号 佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例及び佐渡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が制定されたことにより、平成25年4月1日から障害者自立支援法の法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 佐渡市子ども会館条例を廃止する条例の制定について。本案は、学校統合による金井小学校の新設に伴い、放課後児童クラブの設置場所が変更となるため、公の施設としての設置条例を廃止するものであります。

議案第25号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年5月7日で任期満了となる佐渡市の固定資産評価審査委員について、次期の委員の任期から委員定数10人以内を3人に削減するため、また東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る臨時特例措置として個人市民税均等割の税率を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号 佐渡市の林業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、昭和60年度に旧真野町が真野新町地内に整備した真野林業総合センターを真野町土地改良区へ無償で譲渡するために廃止し、また昭和58年度に西三川地内に整理をした真野西部林業会館を施設の老朽化に伴い廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第27号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法施行令の改正により道路の占用物件となる対象が追加されたことから、追加された占用物件に係る道路占用料の額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第28号 新市建設計画の変更について。本案は、平成24年6月に改正された東日本大震災に伴う合

併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、合併特例債を起すことができる期限が延長されたため、新市建設計画の変更について市町村の合併の特例に関する法律第5条、第7条の規定により議会の議決を求めるものであります。変更内容は、計画期間の5年延長とそれに伴う財政計画の変更であります。

議案第29号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の策定について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴い、新たに平成25年度から27年度までの佐渡市辺地総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 北小浦漁港漁港施設機能強化工事請負契約の変更について。本案は、平成24年議案第78号において可決された北小浦漁港漁港施設機能強化工事請負契約について契約金額を変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 財産の無償譲渡について（真野林業総合センター）。本案は、真野林業総合センターを真野町土地改良区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 市道路線の廃止について。本案は、公共施設の移転により一般交通の用に供する必要がなくなったと認められる市道路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 平成24年度佐渡市水道事業会計資本剰余金の処分について。本案は、平成24年度佐渡市水道事業会計のうち補助金等をもって取得した資産の除却により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金2,470万2,000円を上限として補填することについて、地方公営企業法第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ48億7,885万2,000円を追加し、予算総額を579億7,272万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳出では国の経済対策に伴う経済対策事業に62億7,317万9,000円、道路除雪経費に4億8,998万1,000円などを予算計上するもので、歳入ではその財源として地方交付税、国庫支出金、財政調整基金繰入金などを予算計上するものであります。

議案第35号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9,119万2,000円を追加し、予算総額を74億7,556万円とするものであります。主な補正内容として、歳入予算については国庫支出金、県支出金及び療養給付費交付金等を追加し、歳出予算については決算見込みにより保険給付費を増額し、保健事業費及び諸支出金を減額するとともに、保険給付費に充用するため予備費の組み替えを行うものでございます。

議案第36号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1,802万5,000円を減額し、予算総額を7億863万4,000円とするものであります。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額等であります。

議案第37号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳

入歳出予算からそれぞれ9,326万円を減額し、予算総額を78億1,596万8,000円とするものであります。主な補正内容は、保険給付費の実績見込み状況に基づく歳出の減額とそれに伴う国庫支出金の減額及び介護給付費準備基金積立金の減額を行うものであります。

議案第38号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3,918万円増額し、予算総額を12億6,938万7,000円とするものであります。なお、内訳は国の平成24年度補正予算（第1号）に伴う経済対策事業経費増額及び他の関連工事との調整による建設改良工事費の減額であります。主な補正内容は、歳入では水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、繰越金、簡易水道事業債の増額及び水道管布設替え等補償料の減額、歳出では建設改良費の増額でございます。

議案第39号 平成24年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,071万4,000円を減額し、予算総額を31億9,149万7,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国庫補助金、一般会計繰入金及び下水道債の減額、繰越金の増額、歳出では下水道建設費の減額、流域下水道費の増額であります。

議案第40号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ504万円を増額し、予算の総額を5億578万2,000円とするものであります。主な補正内容は、建物耐震診断に係る委託料を計上するものであります。

議案第41号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳出予算内で一般管理費の減額と介護サービス費の増額をそれぞれ267万円行うものであります。歳入予算は増減がありませんので、予算総額は既定の5億8,917万6,000円であります。

議案第42号 平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ407万6,000円を減額し、予算総額を351万8,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額であります。

議案第43号 平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ478万8,000円を減額し、予算総額を546万円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額であります。

議案第44号 平成24年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ191万5,000円を減額し、予算総額を338万8,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額であります。

議案第45号 平成24年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支において収入を1,136万2,000円の減額、支出を225万5,000円の増額とするものであります。主な内容としましては、患者数見込み等の修正に伴う収支の調整と一般会計繰入金の増額の補正であります。

議案第46号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第5号）について。本予算案は、国の平成24年度補正予算（第1号）に伴う経済対策経費の計上及び決算見込みによる収支額の見直しによるもので、収益的収支において収入を5,000万円増額し、収入総額を15億4,800万円に、支出を3,403万5,000円減額し、支出総額を12億9,199万8,000円とするものであります。また、資本的収支について収入を1億2,400万円増額し、収入総額を13億9,533万円に、支出を1億3,364万5,000円増額し、支出総額を20億8,864万2,000円

とするものであります。主な補正内容としましては、収益的収支では給水収益の増額、減価償却費、資産減耗費、支払利息の減額及び支払い消費税の増額、資本的収支では経済対策経費による老朽管更新事業の増額であります。

議案第47号 平成25年度佐渡市一般会計予算について。平成25年度予算は、本市の重要課題である5つの分野を重点に、限られた財源の中で市民が必要としている施策を選択しながら、日本一お客様に愛され、選んでもらえる島を目指して予算編成を行ったところであります。本市の平成25年度一般会計予算は、合併特例債事業の増額要因もあり、予算規模で523億円となり、平成24年度の骨格予算及び肉づけ予算を合算した当初予算に比べ約27億円、率で5.5%の増となりました。歳入では、基幹財源である市税収入の確保を考慮しながら積算計上し、地方交付税については国の地方財政計画における減少を受け予算計上したものであります。また、歳出では人件費や一般行政経費の抑制を図り、合併特例債事業の計画的な実施を進めながら、重要課題である5つの分野に重点的に取り組む予算編成を行ったところであります。

議案第48号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、近年増加する一方の医療費に対応し、適切な医療の提供を行うための保険給付費を計上し、また被保険者の健康の保持増進を図り、健やかな生活が営めるよう保健事業費を見込むとともに、後期高齢者医療に関連する諸費用及び介護保険にかかわる給付金などの所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額を71億1,200万とするものであります。

議案第49号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供等を行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等、所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額を7億1,770万円とするものであります。

議案第50号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億2,760万円とするものであります。内容としましては、第5期介護保険事業計画の2年次の予算として介護施設の整備状況、これまでの給付動向等を加味し、介護給付費、地域支援事業費等の所要の予算を計上するものであり、対前年比では1億9,480万円、2.5%の増加となっております。

議案第51号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,890万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料3億1,336万3,000円、国庫支出金1億5,380万円、一般会計繰入金3億8,400万1,000円、市債1億1,630万円など、歳出の主なものは効率的な維持管理を図る観点から建設改良費4億350万円、施設の維持管理費1億6,627万3,000円、公債費3億1,777万5,000円などを計上するものであります。

議案第52号 平成25年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億1,570万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料6億3,467万6,000円、国庫支出金4億円、一般会計繰入金16億3,160万2,000円、市債3億5,160万円などで、歳出の主なものは下水道施設管理費6億8,666万1,000円、下水道建設費9億251万3,000円、公債費14億8,181万1,000円などを計上するものであります。

議案第53号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,700万円とするものであります。主な内容は、歳入では負担金及び使用料1億1,390万

1,000円、一般会計繰入金2億4,094万9,000円、歳出では人件費、事務費等として5,649万8,000円、番組制作費として4,491万1,000円、施設管理費及び整備費として1億7,623万2,000円、公債費として7,835万9,000円などであります。

議案第54号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所にかかわる所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を4億9,700万円とするものであります。歳入の主なものは、介護給付費収入3億7,474万2,000円、自己負担金収入7,132万3,000円、基金繰入金2,600万円、一般会計繰入金2,116万1,000円などで、歳出の主なものは施設費4億2,658万7,000円などを計上するものであります。

議案第55号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所者等にかかわる所要額を計上したもので、歳入歳出予算額を5億9,510万円とするものであります。主な内容としましては、施設費など5億423万円、公債費9,047万円で、これに伴う財源として介護給付費収入3億4,833万7,000円、自己負担金収入1億210万7,000円、繰入金1億3,944万4,000円を計上するものであります。

議案第56号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42万9,000円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費及び総務管理費などの経常的な経費であり、その財源としては基金繰入金及び財産収入などであります。

議案第57号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ245万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては受託事業収入、基金繰入金及び財産収入などであります。

議案第58号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ443万7,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などであります。

議案第59号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ386万1,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などであります。

議案第60号 平成25年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入総額を24億5,941万8,000円、支出総額を24億6,413万1,000円に、資本的収支の収入総額を1億564万6,000円、支出総額を1億4,921万円とするものであります。主な内容としましては、地域医療確保のため、経営の効率化に努めて経営安定化を図るものであります。

議案第61号 平成25年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入を15億4,400万円、支出を13億2,300万円とし、資本的収支については収入を12億5,000万円、支出を18億2,120万円とするものであります。主な内容としましては、各地区における配水管布設替事業、国庫補助事業による両津地区の老朽管更新事業、藤巻配水池整備事業及び歌代浄水場、真野浄水場の施設整備事業であります。

議案第62号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、現在吉井、水津、月布施の3郵便局で行っ

ている戸籍等の証明発行事務について、その期限をさらに5年間延長することとするため、同法第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号 南部地区学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、南部地区学校給食センター建設（建築）工事請負契約について、2月26日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号 相川地区学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、相川地区学校給食センター建設（建築）工事請負契約について、2月28日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 南部地区統合中学校体育館建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、南部地区統合中学校体育館建設（建築）工事請負契約について、2月26日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、受給者が訪問介護を利用した際の医療費助成方法を現行の申請による償還払いから事業者窓口での利用料負担に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） ここで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第5号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 先ほどの提案理由の説明では、23年度の法律改正か何かによってということなのですが、もうちょっと詳しく説明願いたいのですが、要するに法律で委任されていたものを佐渡市の条例で全てやって、財源も佐渡市に移譲されたというふうな理解でいいのですか。ちょっとわかりにくかったので、もう一度関係課長のほうから説明願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 佐藤高齢福祉課長の説明を求めます。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 猪股議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思います。

平成23年に、先ほどご指摘のように、地域一括法の公布が出されました。その中で、これは24年4月1日施行ということですが、経過措置が1年ございます。24年度中に各市町村でそういう条例制定をなさйтеということでした。これにおきまして、私ども高齢福祉課の中では審議会があります。佐渡市高齢者等の保健審議会というのがございますので、その中で国の案を検討して了承をいただいたというもので今回提案をさせていただくというものでございます。中身はご承知のように相当の条文がございますが、国の省令等をほとんど採用したものでございまして、佐渡市で独自で入れたものにつきましては3つぐらいございます。3つぐらいというのは、1つは記録の整備、保存期間の関係でございますが、5年間というもので、従来は2年間というものを5年間に延長させていただいたと。それから、防災対策の関係でございますが、これにつきましても地域との連携が重要であるということで、地域との連携を重要視をさせていただいたと。それから、地域住民がそういう防災訓練等を行う場合には事業者もそれに積極的に参加するようにと、そういう文言といいますか、基準を入れさせていただいたというものでございます。あとの文言につきましては、全て国の省令等をそのまま入れさせていただいたと。地域密着型につきましては、議員ご承知のように権限移譲されておりますので、その部分で今回の条例制定、3本一括で上げさせていただいたというものでございます。

以上です。

〔「財源は」と呼ぶ者あり〕

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） これにつきましては、特に一括法の関係では財源という関係はございません。このまま条例で定めなさいというものでございますので、それなりに条例制定をさせていただいたというものでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 大事なところだけお聞きをいたしますが、この基準を定める、つまり条例の制定をしなければならない具体的な理由は現在の状態ではどうなっておるのか。つまりこれを制定しなければならない事情が現実の問題として起こっていると、そこでこういうふうに直さなければならないのだというのであればその説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 加賀議員のお尋ねにお答えをさせていただきます。

現在その基準といいますのは、厚生労働省の省令で地域密着型等の基準が設けられておりました。です

が、今回一括法の関係でございまして、あくまでも市の条例でそれを制定するようと言われたものですから、議案にはたくさん書いてございますが、それらのものを一括して条例制定を改めて行うというものでございます。趣旨のほうは、そのまんま国のほうから受け継いで条例制定をさせていただいたというものでございます。

〔「つまり国の基準をそのまま条例制定したというだけだというふうに理解すればいいんだな」と呼ぶ者あり〕

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） はい、そうです。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結します。

議案第8号 佐渡市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市道路の構造の技術的基準などを定める条例の制定についての質疑を許します。

中川君。

○8番（中川直美君） 先ほど猪股議員等が質疑をした関連と同じです。しかもこれは14号まで地域主権一括法の改正によって今ほど質疑のやりとりがあったとおりでありますが、そこでお尋ねをしたのは1つはこれまで国が決めていた基準でやっていたのを、地域の事情に合って地域のサービスが広くいくようにということで、今回の改正そのものは先ほど答弁あったように全て国基準をただ条例制定しているだけだろうというふうに思うのですが、地域の実情に合ったものにしていけるわけですから、例えば道路等でいうと佐渡の場合は離島ですけど、延長が非常に長い。だけれども、国の決めていた構造があったてなかなか工事費が伸びないみたいのもあるわけですが、その辺どのように道路の場合は制定されているのかお尋ねをしたいのが1点です。

2点目は、同じように県も一括法の関連で制定するわけですが、県との関連はどうなるのか。

それともう一つは、道路だけではないのですが、一括法の関連でいうと、例えば保育所の設置あるいは基準等についてももう既に定めているところありますよね。そういったものというのはこの後出す予定なのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 建設課長の説明を求めます。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

この道路構造令の関係でございまして、道路管理者が制定するということですので、県道については県が、市道については市が構造令を定めるということで、今回の場合、今までの国の基準、これを準拠しております。ただし、佐渡市として歩道の幅員というのは今まで2メートル以上ということがあったのですが、実際今佐渡市がやっている歩道については1.5メートルの歩道もありますので、その部分だけは1.5メ

ートルの幅員から施工できる、工事ができるというふうに変更しております。その1点だけ変えております。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 例えば今回市道の関連でお尋ねをしましたが、第1回の質疑で聞いたように、地域主権の一括法の関連で、例えばここにありますけれども、保育所の設備及び運営に関する地方独自の取り扱い、あるいは特養ホームみたいなものもあるわけですね。そういう意味でいうと、今回佐渡市が地方主権の改革の一括法関連で対応しなくてはならないものはこれだけなのかということを知ったので、これは建設課長は答えられないと思うのですが、その辺ぜひ答弁をお願いしたい。

それと、答弁との関係では先ほど歩道の幅を実態に合わせたということなのですが、先ほど私1回目に行ったように佐渡市は道路延長も長いし、整備しなければならないところもいっぱいあるという意味でいうと、気のきいたところに行くとな国の補助事業を入れずに独自にやって、例えばアスファルトを薄くしてもいい場所みたいのがあって、延長を延ばしているというのがあるのですが、そういった工夫は歩道だけというふうに理解していいのか。

それと、もう一点は先ほど言ったように地方で独自の基準が決められるわけですから、今回のものもやっていく中で大いに変えていって地方に合った基準をつくっていく必要が私はあると思うのですが、その辺はどう考えているのか。これも建設の分野は建設課長でしょうが、全体として答弁願えればと思うのですが。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

道路の構造につきましては、交通量とか大型車両とか、そういう関係で道路の舗装断面とかそういうものが決まっていますので、これについては地方でどうのこうのという部分はないというふうに考えておりますので、それは今までの国の基準と同じというふうに市として考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この10本の議案そのものが、先ほどから言っているように、地域主権の改革の一括法、これは民主党のときにやったのですけれども、これは何かって今まで国の基準でいろいろ定めていたものを地域の実情に合った基準に定め直してよりサービスが向上するという趣旨なわけですね。先ほど言ったように、道路でいえば幅云々ということなのだけれども、今回のもので固めるのではなくて、今後実情に合わせて変えていくということが私は必要だろうというふうに思うのです。その辺我々の技術的なものもありますけれども、そういった部分はどのように考えているのかということと、もう一つは社会福祉分野あたりで保育所だとか特養とかもやっているところがありますが、その辺が今後出てくるということはないのかというこの2点なのですが。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、分権一括法の趣旨は地域の実情を参酌してそれぞれに合った形で定めるというものでございます。今回上程させていただきました10本については、それぞれ国の基準をそのまま使うものと一部変えたものがございます。今後の他の条例につきましては、現在これまで制定した条例のほかに保

育園等の状況については確認が必要でございますので、また改めて整理させていただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） これは国でやっていたものですから、この場で聞くのが適切かどうか分かりませんが、今非常に自転車の事故が多くなって、事故がなくても今国道で自転車を乗っているとバスから50メートルもずっと渋滞が起こっているのですが、41条の自転車歩行者専用道路、これはあえてここにのせているということは、今後市道としてもこのことを考えていくことを前提にのせているのかどうか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

今具体的に自転車専用道をつくるという考え方はありませんけれども、もしつくるのであればということであらかじめこういうふうに構造等を規定してあるものです。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） そうすると、市道の場合はこういうのが少ないと、もともと車道と歩道と一緒にあっておるようなところが市道の場合は多いわけですが、基本的には自転車は車道を走ると、歩道を走った場合は違反だということを前提にこの条例はつくっておるというふうに理解していいですか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

猪股議員が言われたとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術基準を定める条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今度の市営住宅条例の一部改正というのは極めて重要な部分が入っておるので、その重要な部分についてお尋ねします。

まず、市営住宅等の整備基準というのがあるのです。これを見ると、2章の2というのは3条の2を経

て3条の3となって、そこには何が書いてあるかということと市営住宅の安全、衛生、美観を考慮し、入居者に便利で快適なものとするよう整備することと、それから3項へいって、市営住宅の建設に当たっては設計の標準化、合理的な工法の採用、それから資材の耐久性の確保にも努めよと、こういうふうになっているのですが、一体こんなものが出てきたという背景は何ですか。当たり前のことだし、現在だって市営住宅を建てるときには資材はいいかげんにやれなどということはなかったはずなのです。それが、ここへ来て条例制定をしたということの意味は何なのかお答えください。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

今ほど加賀議員が言われたこの部分につきましては、従来公営住宅法の中にうたわれておったものですが、今回一括法の中で各自治体でその基準を定めなさいということでありますので、それに従って今まで国で定めていたものと同じものを佐渡として条例化させていただいたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今まで公営住宅法の中にあつたものを抜き出して条例化することですが、それはそれとして理解をすとして、さらに障がい者に対しては障害者基本法、それをさらに細分化いたしまして精神障害、それから知的障害、その他の疾病にかかわるもの、それから原子爆弾被害者に対する援護に関する法律と、こういうものまで網羅して今回条例化したということの意味は何なのかということを知りやすくしてください。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

これも先ほどの説明と同じことになるのですが、上位法でうたわれたものを佐渡市の条例にうたうということで、同じものをここに条例化させていただきました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そうすると、今までは漠としたものがあって、いいかげんということはないけれども、ある意味ではいいかげんな部分があるのだが、今度はここまで規定するとかなり行政側としては大きな責任をしょって事に当たらなければならぬ、つまり市営住宅を建設するに当たっては知的障害者、その他障害者のことを配慮してきちっとせんなんということになると、今後さらに市としては重い義務を負うことになる、それは当然のことだと思うが、そう理解してよろしいか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 従来も建設に当たってはその点を考慮してやっておったつもりでございますが、議員おっしゃられるとおり今後もやはりそういうものについてはしっかりと踏まえて建設をしていくと、特に国の交付金をいただいてやっておるわけですので、そういう考え方でやっていくつもりでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市水道事業及び簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これまでの地域主権の改革法の関連について気がついたのでありますが、これも新型インフルエンザ、国の法律改正に伴ってやるわけなのですが、国がやれと言うから単純にやるというような設定なのかなというふうにちょっと思ったのですが、つまり国では新型インフルエンザは最大の危機管理の問題だということで、幾つかのポイントを何年も前から言われているのですが、この後どういうメンバーで構成するつもりなのかもお聞きをしたいのだが、どういったことが今新型インフルエンザの関連では佐渡の場合は重要だというに考えているのか、どういうメンバーであるのかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 議員の質問に対してお答えいたします。

今回の新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法、これに基づきまして市町村にも設置義務があるということで、条例として制定するものでございます。その必要性と申しますと、新型インフルエンザにつきましては全国かつ急速な蔓延のおそれがあるということで、その対策の強化につきましては国及び県、そして市町村が連携を図って対策を講じなければならない。特に佐渡につきましては、離島という特殊性もございますので、佐渡独自の対策を講じる必要もあるということで、市町村の対策本部、特に佐渡市には設置の必要性があると感じております。

以上です。

〔「メンバーは」と呼ぶ者あり〕

○危機管理主幹（本間 聡君） 国の政令がまだ定まっておりませんので、現時点では要綱等を定めることはできませんけれども、メンバーについては災害対策本部と同じメンバー、いわゆる庁議メンバーになるというふうを考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この新型インフルエンザについては、先ほどもちょっと言いましたが、日本にとって最大の危機管理だということです。そこで、先ほど佐渡は離島という条件がまず1つ、それともう一つは高齢者が多いとダメージを受けやすいというふうにガイドラインなんかで出ていますよね。そういう意

味では、発熱外来や発熱窓口、あるいはいざというときのための病床は足りるのかどうかという試算もするというようなことになっていきますから、私はそういう意味でいうとまだ要綱等を決められないようですが、かなりの専門家を入れてやらないと離島、高齢者が多い島というのは非常に危険だと思うので、こういったものを地域主権ではないから独自で積極的に対応していかなければならない問題だというふうに思うのですが、これは市長かな、どのようにお考えですか。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、佐渡の高齢化率を見ますと非常に高いものがありますし、新型インフルエンザにつきましては乳幼児、高齢者等の危険性が非常にあるということで、専門家をメンバーに入れるということは当然のことです。対策本部としては市の組織でありますので庁議メンバーであります。必要に応じて専門家、医療関係者等のメンバーから意見を聞くということに、条例もそういう形になっておりますので、その際にはそういう対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 長ったらしい文章を読んでもよくわからぬのですが、多分総務課長はうちには人事委員会がないから県に準用すると、こう言いたいのでしょうかけれども、そうしますとこの文書を読むと、給料も手当も総じて上がっていきます。地域手当は上がる、通勤手当は上がる、55歳減額もなくなる、そういうことなのですか。

○議長（祝 優雄君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 議員おっしゃいますように、住居手当、それから通勤手当、ここの部分の刻み方が若干変わってきます。しかしながら、一番大きなものは給料表のほうが1.09下がるということから県とは違います。それから、一番大きな違いの中に私どもは1から6級の給料表です。県は9級ぐらいまでいっているのかな。10級なのかな。ちょっとそここのところははっきりわかりませんが、かなり上のほうまで使っております。したがって、給料表が拡大されている、それから昇給、昇格等の運用が私どもと全然違いますので、県の職員と同じになることはございません。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） これを変えることによって平均的に給料は上がるのですか、下がるのですか。手取りが。

○議長（祝 優雄君） 総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） これでは全体的に下がります。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市情報通信施設条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市ひとり親家庭の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例及び佐渡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 佐渡市子ども会館条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します

中川直美君。

○8番（中川直美君） 提案されている案でいいますと、これは市民税の均等割を500円上げるということで、500円上げてこれを財源として佐渡市の防災に使うというのが仕組みになっているようですが、非常に上げ幅も高い。例えば県も500円、市も500円ということですから、もともと4,000円だったものが5,000円になるわけで、全体としては25%の均等割の税の値上げということになるわけですが、昨年度ももめた中身であります、1,300万程度であるならばこの深刻な不景気のさなかに市民に増税をかけるべきではないと、課税自主権の立場で物事を考えるべきだというのが当時の委員会の判断だったというふうに思うのですが、今回値上げする理由について具体的にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 田川税務課長の説明を求めます。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

今回法律の中で標準税率の改正ということであります。標準税率につきましては、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定に用いるとされておりまして、都道府県及び市町村が課税する前に通常よるべき税率ということになっております。それで、26年度から35年度まで、標準税率現在3,000円ですけれども、3,500円になるということで500円上がります。そうしますと、交付税がこの間500円の分で、納税義務者数によりまして、現に下がっていくとは思いますが、平成25年度で申しますと2万6,000人、今議員がおっしゃられましたように1,300万円程度になるわけですが、そこに算入率があって交付税の算入が考えられますと約1,000万ぐらい交付税が26年から35年に減るというような状況が出ております。そうしますと、この段階で一般財源で予定されておる事業につきましては、何かしらの影響を1,000万の中で受けるというような状況が出てきます。市としましても23年から27年に防災の関係でできる事業に充てる財源として26年から35年に充当できるということでもありますので、そうしますとこのところに財源を充てますと一般のしわ寄せを受けるところの財源のところにしわ寄せが余り行かなくて影響が少なくなるということで、このために上げたいということで考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 時期が過ぎたから今のような説明になるのでしょうか、佐渡市の財源が少なくなるからどうのこうのというのではないのです。税の国の考えは、3.11を受けて、東日本大震災のその地域に充てる分と、それにあわせて地域もちゃんと財源を確保するのだということなのです。佐渡市の財政がこれくらい減るから課税するというのは、それは二の次、三の次の話で、本来の目的はさっき言った3.11を受けて防災をどうするのかというのが改正の趣旨ではないですか。

それと、もう一つは交付税絡みになっていますよね。例えば課税しないと交付税をこの分減らされる、例えば75%だったかな、減らされるというようなことになっているのだけれども、課税してもまたその割

に交付税のほうでは変わらないというふうに私は認識をしているのですが、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

後のほうからの質問ですが、議員が言われますように標準税率が決まって基準財政収入額、それではじかれまますので、上げようが上げまいが交付税は26年から35年は減るのは間違いございません。一般財源が減ると言いましたのは、先ほども私説明の中で言わせていただいたのですが、26年から35年の間ですから、その間当然交付税が減る。交付税は一般財源でありますので、市に入ったときに一般財源になるわけですが、その事業で手当てがされる、もしくは一般財源を充当して施策が行われるという事業に影響が出ていくと。それは、法律のほうでは標準税率を上げて、財源をどこに持ってくるかわかりませんが、市としては防災の事業に充てる経費としてそれに充当すれば、先ほどの繰り返しになりますけれども、一般財源のほかの事業にしわ寄せが行かないという考え方でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市民税だけでいえば3,000円が3,500円で16.6%上がるわけでしょう、均等割。これはかなり大幅な値上げであるということが1点。それと、先ほどいろいろ言ったのだけれども、これは東日本大震災を受けての国全体としての措置をどうするか、そしてあとは問題は地方がどう判断するかという課税自主権の問題だ。例えば今この間の説明でいくと、1,300万円だから時限で10年間、1億3,000万円、これで佐渡市の防災に充てるというのだけれども、例えばこの後予算審査やるのだけれども、相川の消防署と支所は津波が来る場所に持っていくみたいなのを使うという話になりはしないですか。そういったあなた方の防災に対してきちんとしている中でここが足らぬから1,300万円欲しいというならわかるが、例えば今年度でいえば国の経済対策も含めて膨大な予算が膨れ上がっているわけでしょう。こんな中で厳しい社会情勢、市長は施政方針の中で厳しい雇用の問題を言っていますが、こんな厳しい中で16%もの値上げはやるべきではない。さっきの地域主権の関係でいえば課税自主権の問題だと思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

今回の値上げの関係ですけれども、これにつきましては東日本大震災基本法の第2条に定めております地震その他天災、地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの施策ということで、23年から27年に行う事業ということであります。それで、これにつきましては緊急情報の関係の事業が、市長の施政方針にもありましたけれども、25年までやれます。その起債の償還が26年から始まっていきますけれども、その償還の一部、交付税措置される部分を除いた部分を一般財源に充当していくという考え方でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 佐渡市林業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 佐渡市建設計画の変更についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この建設計画の変更については、先ほどの市長の施政方針にもあったかと思うのだけれども、合併特例債の延長云々も含めて、地域審議会含めて上がってきたものだというふうに思うのですが、この中身を見せてもらいますと、例えば資料の国府川の流域下水道のほうについてあなた方は地域審議会にどのような説明をしてこういった文言を入れたのですか。例えばあなた方は、今回改正した建設計画には国府川流域下水道、26年度から佐渡市に移管とわざわざ明記しているのではないですか。移管に当たっては35億だか26億佐渡市に持てと県とやりとりしているという話がこの間ずっとあるのだけれども、これを何でわざわざ記載をしたのかが1点。

それと、もう一つは地域審議会に下水道の関係の問題点が私はあると思っているのだが、十分諮った上でこういったことを入れるということになったのかどうなのか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（高松 登君） お答えいたします。

流域下水道に関する表現でございますが、これにつきましては合併の特例に関する法律の中で、例外的に10年間は流域下水道が県のほうで維持をされるということがありました。その建設計画の表現の中には、当初は合併後に協議をするという表現があったものを今回10年が経過する、それで5年延長するという段階で特例の10年が過ぎるということで、これは26年度から佐渡市に移管されるということが法律上は明らかかなものですから、こういう表現に変えたということでございます。これは、先ほど言いましたようにその法律の特例が切れるということで、表現を新しく置きかえたということでございますので、これについての表現については地域審議会ではそれだけの説明をさせてもらって了解をいただいたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 余り突っ込むと質問ばくなるのであれですが、この流域下水の問題はこの間も大変問題になっているのだけれども、先ほど言ったようにさっき税務課長の話ではないけれども、これからは財政厳しくなるというときに新潟県から25億だか30億で買い取るということをわざわざ明記する必要が一体どこにあるのですか。そうではなくて、県との折衝も含めてやる余地があるにもかかわらずここで改めて明記するということは、もともと合併のスタートにこれはごまかしながら来たからここに書いていなか

ったのです。近くになったらわざわざ明記するって、これはまるっきり逆だと思いませんか、市長。

○議長（祝 優雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（高松 登君） お答えいたします。

今その流域下水を佐渡市に今度移管をする、その事務手続、それからその内容等については県と協議しているということは十分承知しているところですが、この26年度からの移管ということについては前の表現が間違っているといますか、その当時の表現を今の新しい表現に変えるにはこういう方法をとるしかなかったということですので、移管の方法等については県との協議の上、この後決められるものというふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 手続上のことですが、建設計画の変更については地域審議会が審査して、そして議会の議決で団体の意思として決まるというふうに理解してよろしいですね。つまりこれを認めるということは、議会も執行部も、佐渡市全体がこのことを認めたということに私はなると思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（高松 登君） お答えいたします。

建設計画の5年延長、これは東日本大震災の関係で5年延長が法律が一部改正になって認められたところですが、それに伴って建設計画を変更しなければ5年延長が具体的に建設計画として生きないということでございますので、ぜひともこれを認めていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の策定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 北小浦漁港漁港施設機能強化工事請負契約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 財産の無償譲渡について（真野林業総合センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第32号 市道路線の廃止についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 平成24年度佐渡市水道事業会計資本剰余金処分についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

10分間休憩をいたします。

午後 2時23分 休憩

---

午後 2時32分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

議案第34号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を許します。

質疑は歳入歳出別とし、歳出はさらに複数の款に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

金光君。

○16番（金光英晴君） 歳入ではないのですが、継続費の補正もここでよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） はい、どうぞ。

○16番（金光英晴君） 6ページの相川支所・相川消防署庁舎等建設事業について、昨年の総務文教常任委員会で場所についていろんな議論がございました。その中で、地元ではあの場所ということで、委員会の中では建物を見直してやるというようなことになっていたというのは理解しておりますが、今回約4億8,000万、約50%の増嵩になっているのですが、どうしてこんなに多くなったのかということが1点。

それから、10ページ、地方債の補正なのですが、実は教育債、この後歳出のところでは聞けばいいのかもしれませんが、ここでまとめて聞いたほうがわかりやすいので、ここで聞かせていただきます。教育債のところなのですが、事業費が大幅に減額になっておるのです。にもかかわらず、教育債が9億4,000万もふえておる。反面、合併特例債のところが大きく減っております。多分これ借りかえというか、組み替えをしたのだと思いますが、合併特例債のほうが有利です。普通は7割算入ですから、教育債等については大体5割ぐらいの算入率ではないかと思うのですが、財務課長がこういうところは非常に厳しい人なのですが、あえて組み替えた理由は何なのか。

また、事業費が大幅に減額されているにもかかわらず、国の支出金、負担金と補助金が増額になっておるのですが、これは24年の国の補正予算の絡みと推察するのですけれども、通常では考えられないのです。このからくりについて答弁を求めたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

まず最初に、継続費の関係で相川支所・消防署庁舎等建設事業で継続費の増額をお願いしているところでございますけれども、これにつきましては24年度の当初予算の折に総務文教常任委員会で意見がついたものでございますけれども、その後やはり適地がないということで、そこで高床式のピロティー構造のもの

のでそこには災害に十分に対応できる、そうしたものであそこには建てることでその後お認めをいただいたことによる建設費の増額、これがほとんどでございます。

また、2番目の質問ですけれども、地方債補正のところでは合併特例債のほうから教育債のほうに大幅に動いているというご質問についてはそのとおりでございます。当初学校建設の関係について、国庫補助金の裏財源に合併特例債を想定しておりましたけれども、その後国庫補助金の関係がその性質上、震災関係の国庫補助金の関係で、したがってその裏財源として防災・減災事業債という、これは100%充当の8割算入と、つまり辺地債と同等の条件で借りられるものでありまして、合併特例債よりもさらに交付税算入が有利であるということで、そちらのほうに組み替えになったものでございます。

3点目、国庫支出金の増額の関係、ちょっと理解しにくかったのですが、経済対策に伴う増額が今回の国庫支出金の大きな要因でございます。ちょっとピントがずれていたらまたお願いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 金光君。

○16番（金光英晴君） 最後の国庫支出金のほうなのですが、この事業が減っているわけです。中学校、小学校の建設事業が予算上は大幅に減っておるのです。だけれども、財源内訳を見ると国庫支出金がふえているわけです。その部分、本来はあり得ないわけです。大幅に減額しているから、事業費に応じて国庫支出金も減らなければならないのに、逆に国庫支出金がふえている。増額になっているのですが、そこを伺いしたい。

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

---

午後 2時45分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開いたします。

金光君、今の段階ではちょっと乾きませんので、委員会が始まるまでにとということなのですが、財務課長から説明させます。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

今の学校の整備の関係、多々あるものですから、内容について今のご質問に対して資料で後ほど皆さんにお出ししたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 24年度の補正なのですが、事実上新年度予算となるわけなのですが、そこでお尋ねをしたいのは元金臨時交付金、これは本来予定していた事業にこの交付金を充てることのできるわけですから、その分財源が浮きますよね。それが1つ。

それと、もう一つは国庫補助事業を前倒しすることによって、今補正予算債という言い方をしていますが、補正予算債を借りれますよね。補正予算債を借りると、この補正予算債については先ほどの防災・減災事業債ではないけれども、100%交付税充当だと、こう言われているわけなのですが、この2つの見方からすると、例えば元金臨時交付金によって生み出される財源はどのぐらいと今考えていらっしゃるのですか。この生み出された分が25年度の中に、あなた方はいつも貯金に積み立てたりするのだけれども、本来はこれは経済対策ですから市民の暮らし、経済のために使わなければならない予算で、今回臨時的にく

れた交付金なわけなのですが、それをあなた方はどう見ているのか。まだ国の予算が決まったばかりではっきりしていないというも私は承知しているのですが、それを見た上で新年度予算、去年の肉づけ以上にごおとなるわけですから、どう考えているのか。

もう一つは、くどいのですが、補正予算債の絡み、前倒しすることによって起債の分は100%充当でしょう。合特債よりもいいわけだ。これを使わないはずはないと思うのだけれども、その辺どういう設計をしていますか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今元気交付金の関係、まずご質問がありましたけれども、今回の佐渡市の3月補正予算の経済対策、約62億の規模でございますけれども、そのうち元気交付金として充てておりますのは9,500万ほどを充てております。元気交付金の関係につきましては、国の経済対策の追加公共事業に対する地方負担額の約8割が限度額として今後示されてくる予定になっております。恐らく4月中あたりにその限度額が示されてくると思いますが、その金額については今現在詳細に試算はできません。というのは、その対象となる事業を国のほうが示すことになっておりますが、今現在まだそれが示されておられませんので、ちょっと試算ができません。したがって、その限度額が示された後にその限度額内で新たな事業のというものを組み立てることになります。

それから、あと補正予算債の交付税100%算入というお話もございましたけれども、それについては正確に確かに書いたものでは100%という受けとめ方なのですけれども、実際のところはこれは50%と考えるのが適当だと思います。と申しますのは、ちょっと話が難しくなって申しわけないのですが、50%は交付税の公債費方式で算入する。これは、確実に基準財政需要額の中に数字で反映されますが、残りの50%については単位費用の中に入れると言っておりますので、単位費用の中に入れるということは、それはすなわちほかの全体の中で調整するというところにほかなりませんので、結局補正予算債の関係については50%を交付税算入と考えるのが一番わかりやすいかと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 補正予算債の関連では、また一般質問でもちょっとやりたいと思っておりますが、地方交付税そのものがどこに入れるかによって違うというのもわかるのですが、例えば北海道の帯広で今言った元気臨時交付金の問題がどうなるかという試算をしたら、新年度で3,700万円、後年度の交付税算入を含むとさらに大きくなると。それと、もう一つは、これは帯広の話ですが、元気交付金のおかげで約4億1,000万円市債の発行が減らすことができるという試算を公表したそうです。そういう意味でいうと、確かに国がまだはっきり示していないのはあるのですが、多分帯広もアバウトな計算なのだろうけれども、さっき言った九千幾らというようなものではないと思うのです。下手すると10億、20億という単位で入ってくるその分は本来使おうと思ったところに充てんなのだから、その分は新規事業に十分使える財源、これだけでも満たせる側面が一つあるというふうに思うのですが、考え方としてはそういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 元気交付金の限度額については、先ほどちょっと考え方を申し上げましたので、確かに3月補正では9,500万そこに入るだろうということで入れましたけれども、新年度限度額がどの程

度来るかというのはいわかりませんが、今議員がおっしゃられたようにそれこそ10億、20億ということも可能性としてあります。そのときには、新年度の事業のところでその組み立てを考えていくことになるかと思ひますし、国が今示している考え方の中には基金をつくって、それを26年度にまた使っていくことまで想定しているようですので、そのあたりも含めて限度額が示されてからそれらについて考える必要があるかと思ひております。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 歳入の補正ですけれども、人口が減っているのに市民税が相当補正されて、また固定資産税も補正されているのですが、これはそもそも見積もり違ひなのか、特殊な要因があるのか、その辺を教へていただきたいのと、明許繰越の補正なのですが、国の15カ月予算の経済対策はわかるのですけれども、それにしてもそれ以外で25年度中いっばいで処理しなければならぬようなものもあるのではないかと思ひうのですが、その辺の説明を求めたいと思ひます。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

市民税、法人税、固定資産税ということで今回補正させていただきました。個人市民税につきましては、当初の算定時ですけれども、所得割額の平成22年と23年度の状況を比較する中で3%の減というふうな所得が限度でありましたし、また景気の状態というのは変わらないというふうな状態を考えておりました。また、それと人口減による分がありますので、その分を加味しまして5%程度下がるというふうな見積もりをしてきました。24年度の調定に入りますけれども、農業所得等の増加がございましたし、あと年少扶養の控除の廃止による課税の額と増加がありまして、結果的に当初5%減で見っておったのですが、2.3%になるというふうな状態で、当初見積もりとの差を、景気がよくなったわけではなくて見積もり誤りといひましようか、推計の誤りというふうなことがありまして、今回4,450万を増額するものであります。

法人市民税につきましても同じような感じで、全国的な流れの中では1年前の算定のときには一部の業種には回復基調があるというふうな状態もありました。ただ、円高基調が続く中でなかなか景気が上がらないのではないかとということで、それまでの年度における減額等を見ますと2.5ぐらいというふうなことで見積もった関係上、そういう額になっておったのですが、24年に入りますの申告の中で見ますと、島内ではそうでもないのですが、島外の企業において震災関連の工事等で一部業種ですが、景気回復基調ということもありましたし、島内におきましてはリフォームの関係ではないかと思われる、あくまでもこれは推定ではっきり集計で出てこないのですが、この関係は卸売、小売、飲食店という区分のところには属すわけですけれども、そここのところの法人が伸びておまして、結果的に3,890万増額したということでもあります。

固定資産税の関係でございますが、平成24年は評価替の年でありました。当初予算の査定するときに、家屋は再建築価格を出してするのですけれども、再建築価格の物価変動割合というのがその段階ではなくて予算見積もりがなかなかできないという状態で、3年前の前の評価替の数値等を見る中で堅めに計上額をしたということで、結果的に最終的な見積もり状況を踏まえると2,940万という増額が出たというものです。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 繰越の関係でございますけれども、今回59件、78億4,000万ほどの大きな繰越明許をお願いしております。その中でも経済対策の関係が19件、58億6,000万という大きな金額に上っております。それを除く通常の繰越額でいきますと、40件、これで19億8,000万と約20億近い数字でございますけれども、昨年、それから一昨年についてはこれ以上の大きな繰越を出しまして、通常の繰越額で見ると21年度から22年度のときの通常ベースの繰越件数、金額が39件、それから約19億ということでございましたので、大体そのときの数字に近いものにはなっておりますけれども、まだまだ繰越が多いということで、地元との調整に日数がかかったというのが理由としては一番多いようでございますけれども、これからまた注意していきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、まず1款議会費及び2款総務費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費及び4款衛生費の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 所管で恐縮ですが、31ページです。耐震診断調査の事業です。全体では、予算の概要の説明であったように、授産施設だったかと思うのですが、これは保育所関連ですが、この事業そのものはどこどこをやるのか。それともう一つは、福祉関連の施設で耐震診断をやっていないのはどのぐらいあるのか。わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

保育所の耐震診断でございますが、9園でございます。9園全部申し上げますか。9園除いては実施済みです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（本間 優君） 私らの所管しているところではないと思っております。

○議長（祝 優雄君） 高齢社会福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えします。

今回歌代の里をお願いしましたので、あとは全部終わっております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、福祉関連ではほとんどないということなのですが、重要なのは耐震診断をやっていつ補強なり建築なりをやるかということが、壊れそうだよというふうではダメなのですが、その辺のスケジュールはどうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） 耐震診断の結果にもよりますが、統廃合の関係もにらみまして計画をして

いきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） すると、統廃合の予定がある保育園で今にも崩れそうだというのがあっても統廃合が進むまでやらないという答弁に聞こえるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

統廃合のスケジュール等をにらみまして、検討させていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 1点だけお聞きしますが、33ページの生活保護なのですが、ここへ来て700万国庫補助金を返還するというのは不正受給が見つかったのか、それとも見積もり誤りなのか、その辺の説明を求めます。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

この補助金返還金でございますが、これは23年度の実績に基づいての返還でございます。23年度にこれも大きく、予測で補助金をいただくわけですが、その後確定したものについて700万余りの返還金が生じているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 説明員は、もう少しきびきびと動いて、はっきりと答えてください。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 2つだけお聞きしますが、先ほどもちょっと質疑の答弁でありましたけれども、39ページの埋設農薬最終処理事業、なかなか難しい事業でまだ続くのだらうと思うのですが、これはやっぱり土地の処理の問題が出てきたのかどうかということが1点と、次のページの銀鮭養殖モデル事業、これ800万減額になっておるのですけれども、これはどういうふうなことなのか、この2点について説明願います。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

埋設農薬最終処理事業につきましては、本年3地区の工事を予定しておりました。その旨で調査を進めておったのですが、1カ所につきましては埋設農薬が確認をされて工事着手及び繰越として今処理を進めておりますが、2カ所については調査の結果見つかりませんでした。今現地のほうを再度確認をしまして調査をしましたが、旧市町村のときの情報を再度集め直して県のほうにも要望して現地調査をしましたが、その2カ所については現在見つかりません。この中でこれから検討委員会等で、物が見つからないと事業ができませんので、まず水の調査等を継続していくという方向で今話し合っておるところでございます。

銀鮭養殖モデル事業の830万の減額につきましては、昨年度冬の波浪で生けすのほうが破損いたしました。その上でその年はもちろん新しい生けすを入れて再生産を行ったのですが、その関係で養殖施設の3個目と4個目の生けすの県単事業のほうが1年ずれております。これにつきまして、本年予定をしており

ましたが、来年度に1年県単への申請が遅れるという形のスケジュールで今進めておるといところでございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 銀鮭のほうは理解できたのですが、大事な埋設農薬最終処理のそこが見つからないということは旧町村の情報というか、それがうそだったというふうに今の課長の答弁では聞こえるのだけれども、そうすると各町村で必ず1カ所持っていたというふうに過去の委員会等々で説明があったのですが、そうすると違うところにあるということなのか。それとも、その情報自体がその町村にはもともとなかったものが、何らかの格好で合併した後佐渡市にもたらされたものなのか、その辺の説明を願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

済みません、正式な日は私今記憶ないのですが、平成12年か13年ごろだったと思います。国が埋設農薬を基本的に国の責任において処理するという情報が入りました。その中で市町村が国の補助金をいただきながらやるということで進めた際に、旧市町村のときに当時の農協の人、市の職員、当時いた県の職員含めて、佐渡全体は10カ所なのですが、その10カ所の場所を探して、ここだろうという見込みのもとで調査をしております。この調査につきましてはもともと順番がございまして、あるだろうと思われるところを水質検査をいたします。その中で農薬の反応が出たところ、もしくは確実にあると想定されたところから順次工事費をつけておりますので、実はその2カ所とも調査の上では水のほうの反応は出ていなかったといところでございしますが、昭和40年後半の話でございますので、当時の担当等を含めていろいろ集めまして現地を把握しているのですが、現地の形も変わっておったり、ちょっと山の形が曖昧だったりということで、我々とする記憶の頼りと水の調査等を広げながら、反応が出るかどうかを判断していくといところしか今ないのだろうというふう考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 同じく農林水産業費の関係で、農業整備費の中の農業農村整備事業（経済対策）ということになっているわけですが、これは中身を見てみると、説明にあるように計画概要書の作成業務ということですね。そうすると、これはどの程度の事業になりますか。加えて言えば、経済対策ということという公共事業を積み増すという国の力が働いている結果なのだろうと思うので、そういうものなのか、それとも財源を振り分けるという角度のものなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今設計業務につきましては、ため池が5カ所、基盤整備事業が1カ所のあくまでも調査設計の事業を国が100%持つということで実施するという国からの補助金がついたといところで上げさせてもらっております。ですから、工事ではなくて工事が認定を受けれるように事前の調査を国費で行うというのがこの事業の内容でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、今言った中身が例えばこの後計画書を立てて県営事業になるのか、国

直轄になるのか、市単独になるのかという中身だろうというふうに思うのですが、そうするとまさにそれが経済対策、国の流れになるのだけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） 議員ご指摘のとおりでございます。この後事業内容はまだわかりませんが、事業内容に応じて採択を受ける準備を進めるということでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費及び8款土木費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消費費から11款災害復旧費までの質許を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

これ以降の補正予算については、歳入歳出一括でお願いしたいと思います。

議案第35号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 平成24年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

議案第42号 平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 平成24年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 平成24年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 3時18分 休憩

---

午後 3時28分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

これより平成25年度予算の質疑に入りますが、なるべく所管にかかわることは委員会審査の中で詰めていただきたいというふうにお願いします。協力を願います。一般会計については歳入歳出別とし、歳出はさらにおおむね款ごとに分けて行いますが、特別会計及び企業会計については歳入歳出一括でお願いしま

す。

議案第47号 平成25年度佐渡市一般会計予算について、まず歳入についての質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 1点だけお聞きしますけど、これ毎年10年間のっておるので、これは市長に聞いたほうがいいのかどうなのか、考え方を聞きます。

33ページの配当金があるのですが、自動車学校の配当金と新潟大栄信用組合の配当金、佐渡市として株を持っておる必要があるかと毎年思っているわけですが、いつかの時点で当時の町村のいろんな関係で取得していたものだと思うのですが、これはこの後もずっと続けていくのか、処理をすべき段階に来ておるのではないかと思うのですが、この1点だけあえて来年度にのせた説明を求めます。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 従来どおりのせたものでございますので、今の問題についてはきっちり検討をさせていただきますと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 所管ではありませんが、お尋ねをします。

1つは、地方交付税の問題です。国の方針、この7月から7.8%地方公務員の賃金を下げると言っているのですが、全体で全国で約4,000億近く、こういったものはちゃんとこの中に、佐渡市はどうするのかよくわからぬのですが、そこはどんなふうに見込んでいるのか、方針とあわせてお尋ねをしたいと思います。

2点目は国庫支出金の関係であります。土木費の国庫補助が5億7,000万円減額になっていますが、具体的にはこれはどういうことなのか。

もう一つは、国庫補助金との関係では消防費の国庫補助、額は少ないのですが、137万円減額なのですが、これは見合ったものを見ているのかということであります。

あと県支出金の関連でお尋ねをします。県支出金はマイナスの2.8億円の9.1%の減ですけど、主なものは農林水産業費の県の補助金になっていますが、この具体的な中身はどういった事業に伴うものなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 国の給与減額に伴う交付税への影響の関係のご質問だったかと思いますが。その関係については、全国ひとしく交付税の影響を受けるわけでございます。佐渡市の試算をざっくりとですがしてみますと、需要額でその分で約3億円程度の減額にはなるだろうと。一方、そのうち地域活性化等の新たな経費、費目が交付税の中に設けられるということで、そちらのほうにプラスになるのを試算したところ、大体1億程度かなというふうに見ております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 1番目にお尋ねしたのは、県支出金の関係で農林水産業費の県への補助がマイナス2.6億円でしょう。これはどういったことに伴うものなのかということが1回目のやつです。

それともう一つは、額は少ないのだが、3.11以降なのに国庫支出金の関連では消防費の国庫補助金がわずかですが減額されていると。こういったものは満額以上に来るものかなというふうには思っているのです

が、その辺は第1回目に聞いて答弁がないので、再度お尋ねをしておきます。

せっかくですので聞いておきますが、市債の関係でもう一つお尋ねをしておきます。北埠頭の開発で、総務債と合併特例債という2種類書いてありますよね。これは具体的にどういうことなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 消防長。

○消防長（深野俊之君） お答えします。

消防費の国庫補助金になりますが、今回当初でのせてあります国庫補助については緊急消防援助隊、これによります補助金でありまして、登録車両の高規格救急車、これのほうの要望でありますし、通例ですとこのほかに消防施設整備費補助金というのがございます。これについては、耐震性の防火水槽になります。これは、先ほどの補正で前倒しという格好で防火水槽のほうの補助金は5基分要望いたしまして、説明は終わっておるとおもいます。よろしくをお願いします。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えします。

農林水産業費の県の補助金のほうでございしますが、複数の要因があるかと思いますが、1つは農地・水管理交付金のほうが単価の引き下げとともに額が減ったものが大きいと思いますし、あと埋設農業の事業等個々の事業から減っている部分があるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 北埠頭との関係でご質問がありましたけれども、合併特例債は基本的に充当率95%ということですので、残りの5%については県の地域づくり資金ということで無利子貸し付けに係る分、ただし交付税算入のないものでございます。総務債のところの上がっている3本については、全て同じ理由でございします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、今の北埠頭関連では総務債というのは県から借りれるという形になるのかな、もうちょっと詳しく教えていただきたい。

もう一点は、前段聞いた国の地方公務員の賃金削減の分が全体で3億円差し引きするともう少し交付税そのものではなるということなのですが、これは先ほどの条例との関連もあるのですが、ここの部分は佐渡市としてはどうなされるのですか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 合併特例債は事業費の95%を借りるわけでありまして、残りの5%については一般財源という形になります。したがって、それにつきましては県のほうで貸し付けの制度がございします。それも地方債のわけですけれども、残りの5%については交付税算入のない貸し付けと。ただし、利息のほうについては取らないというものでありますので、それも有効に活用させてもらっているということでございします。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） 今ほどの答弁で、7.8%地方公務員の交付税が減額される分が3億円と言いましたが、単純に計算すると3億円というのは職員250人分交付税算入がなくなるという計算が成り立ちますが、

その分はどのように補填するのですか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 先ほどのお尋ねは、給与削減に伴う交付税の影響ということで質問がありましたので、今のようなお答えを申し上げました。需要額の関係ではおおむね3億円程度である。それから、一方その一部を防災経費に充てるということで国が制度設計をしておりますので、費目の名前が地域の元気づくり推進費というような名前なのですけれども、そういったところにおよそ1億円程度のプラスがあるだろうという試算をしております。今のところだけ見るともちろん減額になるわけですが、それも含んだ交付税全体の地方財政計画というのは、前年比で2.2%の減額ということが今率としては出ております。それを佐渡市の場合に当てはめて考えた場合にどの程度になるかと、単純に数字を掛けていった場合におおむね5億程度の影響が出るのではないかというふうに、最終的には今の腹づもりではそんなところを考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） 所管であります。例えば5億の減額を人件費に対して需要額でされると職員400人分交付税算入がゼロになるわけです。その分をどこで補填するのですかという質問です。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今までであれば、当初予算で全部全体の見積もりを計上するわけではありませんで、年度中の補正財源を一定程度保留した上で予算編成をしているわけでございます。したがって、従来であれば年度末にいきまして積み立て等もここ数年頑張ってきてきましたけれども、25年度において今のその試算どおりに仮に来るとすると、年度末にいて果たして基金の積み立てが可能かどうかというあたりのところがちょっとはっきりわからないという問題になってくるかなと。ただし、通常の年度中途の保留財源については今のところを確保したつもりでございます。

○議長（祝 優雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 歳入のほうで伺いますけれども、税の滞納、今まで全体で幾らほど滞納額があるのですか。それと、延滞金についてはどうなるのか。税もそうですけれども、その他の延滞金、いわば住宅の延滞金とか、そういったものはどこにあらわれるのかお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

税の関係の滞納分ですけれども、23年度末で6億9,572万2,000円という状況であります。延滞金につきましては、結果的に集めたときに最終的に額が出るわけですが、当初例年どおり500万ということで計上させていただいております。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 滞納、取り立てのほう、いわば差し押さえとかそういった部分で見える場合があるのですけれども、市長の考えはどうですか。そういった考慮をするというようなこともありますけれども、今の現状としては見方として6億9,000万滞納されているわけですが、どうしてお考えでいるのかお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

12ページのところに個人市民税から入湯税までございます。そのところに滞納繰越分ということがあります。今議員がおっしゃられましたように、当然差し押さえとか現金、保険とかに行います。6億9,500万を全額目標には当然しているわけですが、税目によってはなかなか納められない部分がありまして、最終的には滞納繰越処分と通算しますと十何%であります。今も実施しておりますけれども、差し押さえ等滞納処分、納税折衝をする中でなかなか納めていただけない、また納税相談に来ていただけないような方については最終手段の中で差し押さえをしているところでもあります。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 市税の滞納につきまして、そういった部分についてはペナルティーというものがあるのでしょうか。保険発行の停止とか、そういったもので何かやっている部分というのはあるのですか。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

ペナルティーということですが、当然納期限内納付される方とのペナルティーは延滞金ということになります。14.6%というような状況で高額な利率になりますけれども、それを納めていただくような形で納税対策をしています。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、まず1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。

中川君。

○8番（中川直美君） ページ数でいいますと57ページです。庁舎等の整備事業1億2,900万ですが、これ中身を見ますと施設の改修工事まで入っているのですが、市長は本庁舎については増設みたいなことでいくということだったと思うので、それにかかわるものかなと思ったのですが、違いますか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） ちょっと紛らわしい事業名だったかもしれませんが、庁舎等整備事業、この中で施設改修工事9,300万ほどございますが、大きく2つありまして、1つは畑野サービスセンターの空調が故障ということで、これは直す工事です。もう一つも空調なのですが、羽茂支所の関係の空調、その2件がこの工事の内容です。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） そうしますと、本庁舎の建設云々については全く着手をしないということなのか。その辺どうなのでしょう。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今のは本庁舎ということですね。本庁舎の関係については、25年度はいろいろと検討すべき期間というふうに考えております。予算的にはどこにも経費はのってありません。

○議長（祝 優雄君） 金田君。

○10番（金田淳一君） 49ページの市制施行10周年記念式典の事業について伺います。

10周年となっているので、これは多分26年の3月あたりに式典を開くのではないかと考えているのですが、それがどうかということ、10周年ということで一連にした記念事業ですとか、そういうことがこれから計画されているのかについて伺います。

○議長（祝 優雄君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

予算的にはこれは平成26年3月1日、市長褒賞の日ですけれども、その日がちょうど満10周年ということでございますので、その式典の費用を持っておりますし、10周年に関する事業につきましては平成26年度に予算措置をしていると催したい予定です。したがって、平成25年度については冠に市制施行10年というものをかぶせて、今既存の事業の中で10周年になるという1年前の機運を盛り上げたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 電話で総務課長に聞いたことがあるのですが、ことは市制施行10年、来年が10年だというその違いは何ですか。

○議長（祝 優雄君） 総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 明確な定義はございませんが、ことし25年の3月1日で9年が満了しました。したがって、今は10年目に入ったということなものですから、市制施行10年という言い方、そして来年の3月1日になると今度は10年が満了して10年と1日、10年と2日という形で10年を超す関係上、10周年、周は周りですので、10年満了しましたよという意味で10周年と10年を使い分けたいということでございます。

○議長（祝 優雄君） 渡辺君。

○4番（渡辺慎一君） 57ページです。がんばる若者支援事業、これの内容と2点目は今の若者を見てみるとそれぞれ頑張っていると思うのですけれども、頑張っている若者と頑張っていない若者、これをどういうふうに分けるのか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

がんばる若者支援事業であります。これにつきましては堀口基金ということで基金を造成いたしまして、その運用益とそれから元金の大部分で事業をするものであります。若者、高校生が、大学を対象にしておりますが、自ら将来の夢や目標を持ってその実現に向けたという情熱のある方に授業料と、それから家賃等を補助するというものであります。これについては、基金で全部賄っているものでありますし、選考委員5人によりまして、選考して決定しているということでございます。

それから、頑張っている若者、頑張っていない若者ということでございますが、頑張っている若者につきましては将来に向かって未来が明るいということでございますし、頑張らないということになればそれなりということで、なかなか難しい問題でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 民生費の91ページ、右上です。いいですね。これ両津地区椎泊にある高齢者共同住宅、しいの実苑の運営事業費38万5,000円と。これ何で38万5,000円だけの予算なのか伺います。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えします。

しいの実苑につきましては議員もご承知かと思いますが、入所者はだれもおりません。私の所管でございますので、高齢福祉課とすると入所者を受け入れるということは相当年数を経過いたしましたので、無理と判断をさせていただきまして、ほかの用途に使えるかどうかというものを地元と含めて協議をしているところでございます。今のところ決定打というのですか、決定的にここがいいというような案と用途というのはまだ交渉中でございますが、そのような関係で予算のほうは最低限の予算措置をさせていただいたというものでございます。

○議長（祝 優雄君） 中村君。

○13番（中村良夫君） 今課長お答えいただきましたけれども、それでは大分時間がありましたけれども、この間この施設を利用していただくために今まで努力ですか、どう対応してきたのかが1点と、あるいはこの間創意工夫して知恵を絞ってこの施設を利用できるようにと検討したのかどうか。今のことは総合政策監にもお聞きしたいのです。あなたの出番です。伺います。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきます。

入所者の募集につきましては、我々の市の広報、それから包括支援センター等から口コミでPRをしていただきまして、該当になりそうな方を個別に誘ってもらっておりました。しかしながら、何人か候補は挙がりましてけれども、最終的にはそこまでたどり着かなかったというものでございます。これにつきましては、やはり地元の集落というものが一番大事でございますので、地元とするとこの建物についてどういう対応があるのかどうかというようなことをまずお聞きをいたしまして、その中で絞って検討をしているということでございます。ですが、入所期間が不在の期間というのが1年以上続きまして、我々も今言いましたような努力を続けましたが、どうしても入所者が見つからないということで、ほかの用途として使えるものはどうだろうかということで、地元と含めて幾つか検討、交渉中ということでご理解をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 同じく91ページの高齢者の生活支援事業です。午前中に市長の施政方針にもありましたが、産業振興と観光だけではなくて健康づくりなど、高齢者の問題にも取り組んでいることには注目をしております、中身を検証しているところでありますが、高齢者生活支援事業、昨年の予算書と比べてみましたらどうしても1行足らないのです。何が足らないかということ、軽度生活援助事業が抜けております。額としては、当初予算でいうとわずかな額ですが、この事業については介護保険外で65歳以上の方で高齢者の世帯の家の壁を直すとか雪かきとかやる高齢者の生活を支援する非常にいい事業で、平成24年

の3月の委員会の意見でも、高齢者の実態に鑑みて大幅に拡充するよとすることで意見もつけているわけなのですが、どうしてこの中から消えているのですか。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 中川議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思います。

軽度生活援助事業につきましては、中川議員がお尋ねになったとおり、趣旨から高齢者のサービスとして非常に効果がある事業ということで私どもも認識をしております。これにつきましては、今まで軽度生活援助事業を振り返ってみますと、申請手続、利用方法がなかなかわかりにくいというようなこともございました。我々のほうで何とかその辺を改善して拡充できる方策はないだろうかということで、平成25年度からシルバー人材センターの窓口で対象者が直接補助を受けられるようなことができるだろうというようなことを鑑みまして、今回の25年度の当初予算の中にはシルバー人材センターの運営費補助金の中に補助金額を51万円ですが、記載させていただきます。ということで、軽度生活援助という名前はなくなりましたが、実際の事業としては軽度生活援助の事業がそのままシルバー人材センターを通じて継続していくということでご理解をお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、名前が変わったのだが、シルバー人材のところにあったと、ただ中身についていうと市民厚生意見も踏まえて大幅に拡充して利用しやすくするのだというふうに理解をしたのですが、そういう理解でよろしいですか。これは所管でやりますが。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 議員お見込みのとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 障害福祉費のこと、99ページなのですがけれども、福祉一般経費についてです。福祉関係の厚生施設、第二岩の平園、はまなすの家とか施設がありますけれども、高齢者の方はこの中にいらっしゃるのか。そのためにはどういった施策、支援をしているのかお聞かせくださいませんか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

今の問題は、障がい者で入所していて、そのまま高齢者になった方ということでございましょうか。今現在そのまま介護施設へ移ればいいのですが、行けないような場合が多々ありますので、今現在そのまま岩の平園というようなところに入所しているという現状であります。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 施設の内容、法的にあると思うのです。いわば法的には更生施設ということですよ。その中で高齢者がそこで生活するということになると。法的には法令を変えなきゃいけない部分がないのかどうか。そこに老人というか、障がい者がいらっしゃるというか、そういうのでいいのかどうか、その点についていかがですか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えします。

法的に問題ないのかというのは問題ないとは思っておりますが、ちょっと定かではありません。今の現状

でありますと、今の状態でおるとということ、もちろん介護保険が優先するということになりますが、現実問題として移るところがないというところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（本間 優君） 新たに高齢者の方を受け入れるということはないと思いますが、今ですと地域に戻すというのが必要でありますので、それを拡充していくというようなことはないと思います。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費の質疑を許します。

中川隆一君。

○12番（中川隆一君） それでは、衛生費の中の133ページの一番上の段になります休廃止施設管理運営事業1,273万円について内容をお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） それでは、休廃止施設管理運営事業、1,273万円計上してございますけれども、この事業の内容につきまして説明をさせていただきます。

この事業の内容につきましては、最終処分場といいますか、昔廃棄物の埋め立てが終わった施設の安定した管理を図るその事業でございます。市内には潟端、秋津、赤玉、瓜生屋、小倉、窪田、中原、計7カ所の管理をしてございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今ほどのご説明で7カ所の運営ということなのですが、これはもう既に終わったところをずっと水質検査をしながら、管理をしていくということなのだと思いますけれども、これはこの先ずっと佐渡市のほうで責任を持ってお金をかけて管理していくことでよろしいのでしょうか。それとも、ある一定期間の間管理をしていった後、その後水質検査等でオーケーなレベルになったらその時点で、これは借地もしていますので、借地料、地主さんに返すのか、それとも買い上げるのかわかりませんが、どういう形でこの後進んでいくのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

この7カ所の管理については、今現在の計画では継続して市のほうで管理をしていきます。ただし、この7カ所のうちで5カ所については水質調査等を継続している中で水質が安定してきたものですから、調査費等については経費はほとんどかかっておりません。あとの2カ所ですか、それについては従前どおりの水質の調査をしております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 笠井君。

○7番（笠井正信君） 123ページなのですが、衛生対策費です。昨年に病院で事が起きたということがございましたね。衛生管理のほうで。その点はいかがなのですか。今予算にそういったことを考慮す

るような予算的な配慮はしてありますか。

○議長（祝 優雄君） 笠井君、何ページと言いましたか。正確に。

○7番（笠井正信君） 123ページの衛生対策事業です。ここの面で薬剤散布とか購入とか、衛生害虫駆除委託料の中のことを聞いているのです。

○議長（祝 優雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） 失礼しました。衛生対策事業の質問でございますけれども、この衛生対策事業につきましては生活環境の保全ということで組んでいる事業でございます。皆さん一番よく知っておられる事業については、床下防除、そういったものに対する事業でございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 129ページ、トキふれあい施設事業の関連です。私が認識している感じでいうと職員数、ここに臨時職員の賃金が上がっておりますが、これは2人分ぐらいなのかなというふうに思うのだけれども、あともともと何か4人ぐらいの体制だというふうに私認識をしていたのですが、下のほうにいきますと飼育の管理委託料みたいなので職員を減らしているのかななんて思ったりするのですが、当初の管理に対して具体的にどんなふうになっていきますか。人員配置等を含めて。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

説明のほうは、トキふれあい施設のほうでよろしいのですか。ふれあい施設のほうは、当初臨時3名と正職員1名で運営体制ということで考えております。それが4名ということで、ふれあい施設はその3名は飼育員という形で雇っております。そこに職員が1人ということで、施設の運営自体は4名でやっているということになります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、臨時の3人分で515万ということなのですか。もうちょっと詳しく教えてください。予算書をつくってある感じでいうと。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

申しわけありません。ふれあい施設の園内の案内等がございます。飼育のほうが先ほど申し上げたように臨時3名、職員1名で動かしますが、当初本年24万人を最低限目標にということでやっておりますが、トキが近くで見れるということで、あとまたふれあい施設の中が狭いということで、その部分を臨時職員の中で臨時職員を雇って園内をご案内するという方を3名程度を予定しておるということでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。

近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 151ページ、地域資源活用調査・実証事業ですが、全協の説明で東京農大、清水建設、IHIがどうのこうのという説明がございましたが、もう一度説明してもらえますか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

この地域資源活用調査実証事業については、大きな事業として2つございます。その一つがもみ殻と竹を活用したエネルギー、具体的にはまきにするものと育苗床、育苗の床土のかわりにということも考えておりますし、機械によって非常に細かくすると家畜の敷き材等にも有効だということもありますので、そこも含めてもみ殻と、竹林が佐渡の場合は非常に荒れていますので、竹林の整備とあわせて実証実験を行っていくのが一つの方向でございます。今議員がおっしゃった話につきましては、今佐渡森林経営計画を各森林組合が立てております。その中で佐渡の森林を整備するために、この後里山を保全するために広葉樹林等を切ってシイタケのほだ木にしていく、またそれをエネルギーにする。そこに竹と今申し上げたもみ殻を含めた中で、バイオマス発電のほうの計画を大学、企業等とあわせて取り組みの計画を来年度立てていきたいということで、この中身については現地調査等のものが大きなものとなっております。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） 仄聞をするところによると、三、四日前に新聞で報道されました黒豚とサツマイモの第6次産業化ファンド、新潟県から3社選出をされていましたが、その企業が準備を始めて今年度中にやるような話を聞いています。具体的に質問しますが、竹材の搬出委託料699万はどこへ委託するのか。それと、その下の地域資源の活用施設整備事業の補助金750万というのはどこへ補助をするのか伺いたい。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

この竹材搬出委託料につきましても2つありまして、1つが竹材のほうの搬出委託とその竹林を調査する委託の中身が入っております。今ご指摘ありました竹林の補助金については、1ヘクタール分210万円を予定しておりまして、それについては先ほど申し上げました森林経営計画のできた森林組合から搬出をお願いしたいというふうに思っております。750万につきましては、議員ご指摘の今相談をして実証実験をやる企業というのは、議員ご指摘のとおり黒豚をやっている環境保全のほうをお願いをするということで今話を進めているところでございます。内容については、もみ殻を圧縮して細かく砕いて、綿状にすごく小さな粉にするものと、それを圧縮してまきにする機械、それに竹をまぜる機械を含めたものを整備していきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） 699万は森林組合へ委託をすると。竹の搬出、それはそれでわかりましたし、地域資源の活用云々という補助金は冒頭私が仄聞したという企業に行くと。これは、今ほどの説明ですと竹の粉ともみ殻をまぜて燃料をつくと、大変いいことだと思うのですが、その燃料というのはその企業に販売を任せるのですか。どういう需要があってそれをさばけるのでしょうか。一般質問でもちょっとさわりませんが。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

基本的にまきになりますので、我々が今3年かけて補助をしているまきストーブ等に1年程度モニターの中でやっていきたいと思っておりますし、あとJAのほうにまきにしない、先ほど申し上げたように苗床の形でJAのほうで実証……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（渡辺竜五君） 床土のかわりです。床土のかわりにして実証実験を行っていくということも行いたいと思いますし、あと先ほど申し上げたように家畜の敷き材としても畜産農家をお願いをしていきたいということで、この総合計画につきましてはもちろん事業主が責任を持って売っていくことには変わりはありませんが、我々はエネルギーの活用を先ほど申し上げた大学、企業と連携した中でまた再度方向性を広げていきたい、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほども言いましたが、施政方針の絡みでいいますと雇用の問題を市長はかなり重視をしていると。労働費の関係です。143ページ。雇用促進の支援事業関連です。24年度にやった緊急雇用創出助成金事業は、またほかのところに出てくるのかもしれませんが、ここにはないように見えるのですが、昨年の9月議会に1,500万円の予算で雇用を維持した企業に50万でしたか、やるみたいな話があったのですが、これはその成果が思わしくないから続けないのか、それともまた別のページにあるのかもしれませんが、その中身、考え方について教えてください。

○議長（祝 優雄君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

昨年のから非常に企業のリストラ等が相次ぎまして、企業都合でといえますか、事業者都合で離職をする方々が多くありました。そこで、市長を筆頭に雇用安定促進協議会で500社ほど回りました。そのときに事業として今の助成金制度をつけました。ただ、今現在10名程度の雇用につながっておりますが、それ以外のところでは使われていない、また申し込みがない。この制度については、もう一度ちょっと仕切り直しをしまして考えてみたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 工夫の価値はあるのだろうけれども、なかなかおもしろい側面もあるのかなと思って見ていたのです。今の課長の答弁の関係ですと、1月末現在、2月22日交付決定時点で6人だったと思うのです。すると、その後もまた4人ふえた、今ほどの話だと10名程度ということなのですが、10名程度だから9人なのかもしれませんが、その後に3人ふえているという理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

3月末までに10名程度の申し込みが予測されるというところであります。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） そうしますと、つまり2月から3月の間に6名だから4名ふえるということは、私一定程度功を奏しているのではないかと。これが本当に雇用の継続につながっていくかどうかというのは非常に疑問もあるのですけれども、2月から今の話だと4名ふえるということは、新しく仕切り直すということですが、こういった状況を総括して新しくつくっていくことも含めて考えるということで理解してよ

ろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） 申し込みのほうは、雇用保険の期間中は当然申し込みがないわけでございます。一定の雇用保険の期間が切れた後に申し込みがある程度固まって来ると、こういう状況だろうというふうに思っています。ただ、予算としては1,500万、30人、その目標のうちの約3分の1までいくかどうか、こういう状況です。25年度については、労働費の予算の中にもありますけれども、これから雇用の実態調査、こういうものも行いながら、そういった本当に必要な制度、こういうものも改めて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費の質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 177ページなのですが、同じようなものにしてはボリュームが多いところが少なく、ボリュームが小さいところが金額が多いような気がするのですが、佐渡市・上越市観光・航路連携協議会負担金が約150万、長岡佐渡広域観光協議会負担金が250万、これは観光の人数等々からすると上越のほうが金額が多くてしかるべき、あるいは同等だと思うのですが、この辺の内容はどういうことになっておるのですか。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

今ほど航路を接する対岸の3市、新潟市と、それから長岡、上越、それぞれ航路に対して航路を利用するための事業を組んでおります。新潟市との関係で申しますと、この事業についてはにいがた観光圏整備事業なども新潟市と連携して行っております。そういった関連事業等を含めた予算になりますし、それから長岡の関係でございます。長岡佐渡広域観光協議会、これは両泊航路、寺泊と赤泊、これの航路のあいびすバック、あいびすという船の利用のバックツアー商品をつくっております。それを使っております。それから、小木・直江津航路、これは小木・直江津航路の活性化を目的としたさまざまなツアーに使っております。それぞれ協議会の中身、内容によりまして金額が変わっております。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 委員会でやってもらえばいいのですが、やっぱり費用対効果を考えて予算づけをしておるのかなと思っておるのですが、これも新潟、両津は県、あるいは赤泊と何とか、小木と何とかという、さっき総務課長が10年たっておるというのに、先ほどの問題と同じようにずっと同じことを踏襲してやってきて効果のことを考えないのではないかというふうな気がするのですが、今観光商工課長から話がありましたけれども、今の説明ではただそういう内容をやっているからこの金額のせていますよというだけの説明で、予算をのせるための、あるいは財務課長の問題かもしらぬけれども、どういうふうにこれが効果が上がるからこの金額になりますよというふうな説明にはなっていないと思うのですが、例えば観光客数とか、そういうふうなことがこの予算に示される内容じゃないかと思うのですが、その辺

のことについてはどう説明されるのですか。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

それぞれ協議会を持っておりまして、それぞれの市と集客プロモーションパートナーシップ協定というものを結んでおります。事業の実績と申しますか、今ほど申し上げましたそれぞれツアー等がございますけれども、両方の事業、両方の広報誌あるいはパンフレットに紹介をしていただく。また、佐渡でいいますと子供交流プロジェクト、佐渡へ新潟市の子供に入ってきていただいたり、上越、長岡もそうですけれども、それを無料で施設を提供している、そういう事業がございます。そういうときに新潟の約7万世帯ぐらいになると思いますが、7万世帯ぐらいのところは全部佐渡のペーパー、パンフレットを配っていただく、そして佐渡へ来ていただくと、こういうことをお互いに協力をしながらいただいていると、こういうことで非常に有効的な取り組みをしているというふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 渡辺慎一君。

○4番（渡辺慎一君） 173ページ、二重丸で上から2番目、商工業者支援事業、その中の地方産業育成資金、俗に言う産育、それから2つ下の産業振興資金、まずこれの違い、それから私の勝手な推測なのですが、非常に利用率は低いのではないかと思うのですけれども、ざっくり言って昨年度のこれだけの金額に対して大体どのくらい商工業者等が利用したのか、2点お願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

地方産業育成資金、それから佐渡市の産業振興資金、この地方産業育成資金は県の資金であります。県から預託金の半額を借り入れて、佐渡市が残り半額を補填して預託をします。これを使って資金を貸し出すわけでありまして。それから、産業振興資金は佐渡市独自の制度であります。運転資金でいえば1,000万が上限であります。産業振興資金は設備の特別貸し付けというようなものもございます。昨年度の利用について、ペーパーを今持ってきているのですが、ちょっと探し出せないで申しわけありません。

〔「非常に重要ですから」と呼ぶ者あり〕

○観光商工課長（伊藤俊之君） その辺のところをちょっとお答えしますが、以前は利子補給をしておりました。両資金とも合併から平成18年まで0.9の利子補給をしておりました。そのときは合併直後でしたので、集中的に利用者がふえましたけれども、その後現在に至りましてなかなか資金の利用の実行が少ないというようなことがございまして、一昨年12月に制度の一部を変えました。佐渡市の制度として、今まで1,000万借りた返済が半分以下にならないと借りられないという制度でございました。それについて、例えば1,000万借りたものが200万返して、800万返済が残っていてもまた満額まで何回も借りられるというような制度に変えました。それから、また返済の期間についても若干変えております。そういうところで若干ふえておりますけれども、当時の利子補給をしていたころに比べれば随分少ないというふうに思っています。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費の質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 185ページの道の駅なのですが、事実上は公衆トイレの清掃だと思うのですが、観光のところに載っている施設整備が何カ所あるのかちょっとわかりませんが、これは公衆トイレの清掃費としてのせて、そしてもっとそれに合う予算措置をすべきだと思うのですが、事実上公衆トイレだと思うのですが、いつまでこういうふうにしていく考えなのですか。

○議長（祝 優雄君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

道の駅の管理事業ですが、国土交通省のほうから道の駅の認定をいただいておりますが、認定の要件としては24時間使えるトイレと、あと駐車場、あと公衆電話があるとか昼間のインフォメーションが必要であるということで、ここにつきましてはトイレだけではなくてあそこの駐車場等の整備を含めて、あとインフォメーションも含めて委託をしているということで、来年度も続けていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） あそこへ行ってもインフォメーションはどこでやっているのかわからないと思うのです。もう既に駐車場があるのはわかるけれども、トイレも行きたいから行くのはわかるけれども、インフォメーションの看板も出ていないのではないかと、どこにインフォメーションあるのですか。そして、もう一つは道の駅としての必要性がどこにあるのかよく理解ができない。あそこにいろんな施設があって、地産地消とか観光客を案内するとかという意味ならわかるけれども、全国を見て人がいないような道の駅ってどこに似たようなところがあるのか、例があったら教えてもらいたい。その2つを説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 私のほうではほかの施設については実際どういう形であるかという部分については認識しておりませんが、インフォメーションにつきましてはあそこに大きな門があります。それで入っていきますと左側にトイレがあります。それを直進していくと入り口があるのですが、自動ドアでふだん閉まっているものですから、なかなかあそこの奥まで行く方がおられないということがあります。それで、先ほど地産地消とか、そういう製品の販売、そういうことを言われるのだと思うのですが、そういうものについても何とかできないかということで、今関係機関といろいろ協議しているところであります。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 今の道の駅のところ、何とか学校、東富有さんという社長が1万円で買ったという話を聞いていますが、まず伺いたいのですが、道の駅というのは自治体が絡んでいないと運営ができないのですか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 基本的には市町村が国土交通省のほうから認めていただくというのが原則でございます。ただ、あそこにつきましては当時両津市、新穂村の2つの市と村が国に対して申請をして経営自身は民間がやっておりましたが、特殊な形で認めていただいたという形になっております。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） あそこの駐車場とトイレの利用者のほとんどは、去年だかおとし買った中国系の方に、また学校に用事のある人が使っているのではないですか。それを佐渡市で全額負担するというのはおかしいわけで、三セクでも共同でも向こうの清掃代で負担してもいいのですが、佐渡市は全額負担せねばならぬという契約か何かを国と交わしているのですか。なければ、当然今度買収をされた民間の学校なり企業が持てばいいのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 国に対しては、あそこの道の駅設立当時の両津市と新穂村が全責任を持って運営管理に当たるといふものを国と交わしております。まず、それが1点です。それと、あそこの利用につきましては、あそこにJAの……イルクオーレですか、ああいう施設とか、あと市のほうでもいろいろとトラック市とか、そういうにぎわいの持てる事業を何とかあそこで展開したいということで展開しておるので、実際にあそこの学校で使うトイレというのはまた中にもありますので、あそこのトイレというのは外部から来た方だけに専用にあけていますのでありますので、私らのほうとしてはその維持管理を学院にお願いしているという形でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） それはおかしいと思います。駐車場を佐渡市がトイレとともに管理をして、佐渡市の実入りは何かあるのですか。何もない。つまり門をくぐった先の左側にトイレがあるのではないですか。学校のためのトイレではないですか。佐渡市に何か実入りありますか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 今のトイレは、外部から専用のトイレでありまして、あくまでもあそこに来ていただいた方に使っていただく専用のトイレというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

10款教育費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号 平成25年度佐渡市一般会計予算についての質疑を終結いたします。

議案第48号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 国保の場合、佐渡市ではこの3月の予算については仮予算というか、暫定であります。当初予算との比較を見る限りでいうと、国民健康保険税が前年度に比べて2億円近く上がる方向を示唆しております。この間話をしているように、国保の広域化の絡みで全国でも大問題になっております。実態によっては国保の本算定の時期というのは大分違うのですが、あなた方もニュースで聞いたと思いますが、宮崎市の国民健康保険の値上げについては議会に議案を出す前に、我々は俗に運協と言いますが、運営協議会に市長が諮問するわけです。その中で値上げ幅が多過ぎて不承認ということになったというのが全国ニュースになっておりますが、あなた方は25年度国民健康保険税は上げる方向ですか。どういう方向ですか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

国保税の算定につきましては、今議員おっしゃるとおり、6月の本算定で正式に決まるわけでございますけれども、当初予算ベースでは諸般の保険給付費の伸びの見込み、それから保険税の中に含まれます後期高齢者支援金、それから介護給付費等の伸びも含めました形で予算計上をさせていただいております。当初予算ベースで比べますと、今ほど言われましたように1億9,000万ほどの増というふうになりますけれども、あくまでこれは予算のベースでございますので、本算定におきまして新たな見込み、直近の見込みの数字で算定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 平成24年度の佐渡市の国民健康保険税は7,511円、9.58%の値上げだったのです。先ほど言った宮崎市の運営協議会で不承認にされたのは7.9%だったのです。これで不承認。国保をめぐる状況っていろいろあるのだが、この深刻な不景気、雇用が厳しい状況の中で、国も経済対策を打っている中で、今は3月は暫定の予算なのだが、値上げする方向なのか、据え置く方向なのか、どういう方向でいらんでいるかということをお伺いしたので、この3つの中から選んでいただければ結構です。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

当初予算ベースでは、昨年との比較あるいは昨年の本算定の比較では値上げせざるを得ないというようにはなっております。昨年本算定の際に、一般会計からのいわゆる法定外繰入等を初めてしたこととございまして、保険税の軽減、それとともに国保税の運営ということに関しまして一般会計からの繰入れをお願いしておりますし、今年度の当初予算につきましても試算のほうでお示した部分について繰入れを予定しております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） るる難しい問題なのだろうけれども、市民から悲鳴が上がっています。だから、私は今年度6月か7月に本算定なのだが、医療費の給付の動向でいうと値上げせざるを得ないと思うのだが、結果的にどちらの方向で頑張るのか。例えば宮崎でいえば、さっき言ったそういった事例が生まれているのだが、どちらの方向で編成しようと現時点で考えているのかということなのですが。

○議長（祝 優雄君） そのことについては、今上げる方向ですとはっきり答えたではないか。  
市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

先ほども述べましたように、この予算につきましては昨年度の本算定と比較して保険税を上げざるを得ないというような形になっております。ただ、これにつきましてはなるべく保険税を抑えるような形をとりたいとは思いますが、直近の医療費の給付の伸び等も、それから加入者の所得の状況にもよりますので、本算定のところで判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 平成25年度佐渡市下水道特別会計予算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたしました。

議案第53号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第57号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計予算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

議案第58号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計予算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第59号についての質疑を終結いたします。

議案第60号 平成25年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第60号についての質疑を終結いたします。

議案第61号 平成25年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

金光君。

○16番（金光英晴君） 所管ではありますが、あえて質問させていただきます。

5ページ、高料金対策として2億7,715万5,000円が一般会計から補助金として入っております。もしこの2億七千七百何十万がなければ水道料金はどれだけ高くなるのか、試算だけでも結構ですので教えていただきたい。

それと、財務課長にお尋ねしたいのですが、この部分、これを入れることによって非常に料金が安くなるかと思うのですが、佐渡市の一般財源の今後の見通しを考えるとどこまでこういう形で繰入れていけそうなのか、見通しについてお尋ねいたします。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、議員の質問に対してお答え申し上げます。

高料金対策で一般会計から約2億7,700万補助金でいただいております。それがなくなると水道料金は

どうなるかというご質問でございますが、企業会計において約2万700栓の給水栓がございます。それを計算しますと、1栓当たり約1,100円ほど料金が値上がりします。例えば基本料金、現在10立米当たり1,800円でございますが、そうすると基本料金は1栓当たり2,900円という計算になると推測されます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 繰出金の関係については、今後予算規模が縮小していく中で、できるだけとにかく縮減の方向に持っていかなければいけないというのが財政的な立場でございます。この高料金対策の関係についても繰出基準にはあったかと思えますけれども、それはそれとしましてもトータルでとにかくやはり繰出金を落としていかなければ一般会計がもたないというようなことになるかというふうに感じております。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

議案第62号 佐渡市特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての質疑を終結いたします。

議案第69号 南部地区学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。

議案第70号 相川地区学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

議案第71号 南部地区統合中学校体育館建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第62号、議案第69号から議案第72号は、お手元に配

付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

---

日程第8 請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号

○議長（祝 優雄君） 日程第8、請願、陳情の委員会付託を行います。

請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、8日金曜日、午前10時から代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 5時02分 散会